

令和4年度
安平町営農懇談会

配 布 資 料

令和5年2月21日（火）

農地を買って借りて規模拡大を考えている方

あっせん譲受等候補者名簿への

登録をお願いします

これから農地を売買または借り受けて規模拡大を図りたい、自分の所有する農地の隣接地が売りに出た場合は取得したいなど、町内で農地を買いたい借りたいと思っている方は、『あっせん譲受等候補者名簿』への登録をお願いします。

希望する地区から農地の売り渡しや貸し出しの申し出があり、農業委員会で農地のあっせんを行う場合、あっせんを受けるときには候補者名簿の登録が必要となりますので、今後規模拡大を考えている方は登録をお願いします。

くわしい登録方法につきましては、農業委員会事務局までお尋ねください。

※ 昨年登録された方については、提出は必要ありません。（認定農業者の更新時に内容を確認し、更新していただきます。）

問い合わせ先

安平町早来大町95番地（役場総合庁舎2階）

安平町農業委員会事務局

電話：0145-22-2515

メール：nouchi@town.abira.lg.jp



令和 年 月 日

あっせん譲受等候補者名簿登録申請書

安平町農業委員会長 様

住 所

申請人

氏 名

印

1 世帯員（構成員）の農業従事状況

氏 名 (世帯構成員)	続 柄	年 齢 (満)	農 業 従 事 日 数	農 業 者 年 金 加 入	備 考

2 経営状況

区 分	経 営 農 地 等 面 積 (㎡)			大 農 機 具 所 有 状 況		家 畜 所 有 状 況	
	所 有 地	借 入 地	計	種 類	数 量	種 類	頭 羽 数
田				トラクター		乳牛	
畑				コンバイン		肉牛	
採草放牧地				田植機		軽種馬	
計				乾燥機		豚	
経営形態	・ 水 稻 ・ 畑 作 ・ 園 芸 ・ 酪 農 ・ 肉 用 牛 ・ 軽 種 馬 ・ 養 豚 ・ 養 鶏 ・ その他 ()					鶏	

3 取得希望条件

所 在	地 目	希 望 面 積	反 当 り 希 望 価 格	備 考
地区				
地区				

農地を

貸したい方

借りたい方

農地中間管理事業を

活用しませんか!



公益財団法人 北海道農業公社

(農地中間管理機構)

出し手

(農地を貸したい方)

- 農業リタイア
 - 経営転換
 - 規模縮小
 - 離れ地処分
 - 後継者不在
 - 農地の相続
- などでお困りの方



出し手のメリット

機構は公的な機関なので、安心して貸せます。

賃料は確実に支払われます。

貸付期間満了後、確実に農地が戻ってきます。

貸付期間満了後、再度貸すこともできます。

機構集積協力金が受けられます。(要件を満たした場合)

贈与税・相続税の納税猶予の対象地について特定貸付けを行えます。

農地中間管理事業の仕組み

市町村・農業委員会・JA

貸付申出

借受け

賃料

連携

(公財)北海道農業公社
(農地中間管理機構)

● 農地の借受け

● 農地の貸付け

● 受け手の募集・登録(公募)

● 必要に応じた農地の保全管理

応募

貸付け

賃料

受け手

(農地を借りたい方)

- 規模拡大・集約化
 - 農業への新規参入
 - 不在地主農地の活用
 - 所有者不明農地の活用
- などをお考えの方



受け手のメリット

規模拡大や集約化により生産性向上効率的な農地利用が図られます。

貸借により新規参入することで初期投資を抑えられます。

出し手が複数でも賃料の支払は機構へ一括で済みます。

権利関係が不安定な所有者不明農地を安定的に利用できます。

地域のメリット

機構集積協力金が受けられます。(要件を満たした場合)

所有者不明農地の活用により、遊休農地の発生が防止できます。

借受け・貸付けの手続き

- まずは、市町村の農政担当窓口又は農業委員会へご相談ください。
- 「農用地等の貸付希望申出書」に必要事項を記入し、市町村又は機構へ提出してください。

貸付希望の申出

農地状況の現地確認(実地調査)

※実地調査の結果、借受けできないこともあります。

借受協議・手続き

農業委員会の決定・市町村の公告

農地中間管理権の取得(借受完了)

出し手 (農地の借受けについて)

- 借受期間
 - ・所有者と協議のうえ、期間を決定します。
 - ・機構が借り受け後、受け手への貸し付けを行えず2年間経過した場合は、出し手に返還します。
- 賃料
 - ・農業委員会の賃借料情報をもとに、出し手、機構、市町村等と協議のうえ設定されます。
 - ・毎年12月20日に支払います。
- 管理料
 - ・毎年、賃料の1%(消費税別途)を徴収します。

受け手 (農地の貸付けについて)

- 貸付期間
 - ・機構の借受期間の範囲内で、協議のうえ決定します。
- 賃料
 - ・機構が借り受けの際に設定された賃料と同額になります。
 - ・毎年12月10日までに徴収します。
- 管理料
 - ・毎年、賃料の1%(消費税別途)を徴収します。

- 機構が行う借受希望者の公募に応募してください。受付は随時行います。
- 募集結果の公表は機構ホームページ上で年3回行います。公表された方以外には貸付けできません。
- 「農用地等の借受希望申出書」に必要事項を記入し、市町村又は機構へ提出してください。

公募への応募

応募者の公表(年3回)

農地のマッチング(借受者の選定)

貸付協議・手続き

機構による決定・北海道の公告(貸付完了)
又は
農業委員会の決定・市町村の公告(貸付完了)

借受ける農地の基準

- 市街化区域外(一部例外あり)の農地であること。
- 再生不能と判定されている遊休農地など、利用が著しく困難な農地ではないこと。
- 当該農地の区域内における借受希望者の状況などからみて、貸付可能と判断できること。
- 農地利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。

貸付先決定ルール

地域農業の発展のため、借受けニーズを公平に調整しながら、地域の担い手の規模拡大や分散錯圖の解消、さらには新規参入者の経営安定に留意することを基本とする。

- ① 地域内での担い手との利用権の交換等を行う場合を優先的に配慮する。
- ② 貸付予定農地に隣接する担い手との貸付け協議を優先し、複数の場合には、希望条件や人・農地プランを考慮して順次協議する。
- ③ 上記①、②以外の場合、地域内の担い手の位置関係や希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度を考慮して順次協議する。
- ④ 地域内に担い手が十分いない場合は、借受希望者の位置関係などを考慮して順次協議し、特に新規参入者が担い手を目指せるよう配慮する。

他事業のメリット

本事業の実施状況により、税金や他事業の採択や負担等で有利になる場合があります。

- 農地の固定資産税が軽減されます。(裏面参照)
- 農業機械や施設の導入支援を受けられます。
・強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- 生産基盤整備の支援を受けられます。
・農地中間管理機構関連農地整備事業(裏面参照)
・農地耕作条件改善事業
- 果樹の優良品種・品種への改植等の支援を受けられます。
・果樹経営支援対策事業

その他

- 市町村又は市町村公社等及びJAへ業務の一部を委託しています。
- 所有者不明農地について、農業委員会による権利者の探索・公示後に農地中間管理機構を活用して利用権(農地中間管理権)を設定する措置が整備されました。
(農地法に基づく措置は知事裁定が必要です)

機構集積協力金

地域集積協力金	(1) 集積・集約化タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構を活用して担い手への集積・集約化に取り組む地域を支援 (主な交付要件) ・ 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること <p>◆ 機構の活用率</p> $\frac{\text{当該年度の貸付面積}}{\text{地域の農地面積}} \quad (\text{前年度までの貸付面積除く})$ <p>◆ 中山間地域は、中山間農地ルネッサンス事業の実施地域</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">機構の活用率</th> <th rowspan="2">交付単価</th> </tr> <tr> <th>一般地域</th> <th>中山間地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>20%超40%以下</td> <td>4%超15%以下</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>40%超70%以下</td> <td>15%超30%以下</td> <td>1.6万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>70%超</td> <td>30%超50%以下</td> <td>2.2万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td></td> <td>50%超</td> <td>2.8万円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸付期間が6年未満の農地は交付対象外 ※一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1とします</p>		機構の活用率		交付単価	一般地域	中山間地域	区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a	区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a	区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a	区分4		50%超	2.8万円/10a
		機構の活用率			交付単価																				
一般地域		中山間地域																							
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a																						
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a																						
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a																						
区分4		50%超	2.8万円/10a																						
(2) 集約化タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ● 担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援 (主な交付要件) ・ 地域の農地面積に占める担い手の6ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること ・ 既に担い手の6ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機構の活用率</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>40%超70%以下</td> <td>0.5万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>70%超</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> </tbody> </table>		機構の活用率	交付単価	区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a	区分2	70%超	1.0万円/10a														
	機構の活用率	交付単価																							
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a																							
区分2	70%超	1.0万円/10a																							
経営転換協力金	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の農業者等が機構に農地を貸し付ける場合に協力金を交付 ① 農業部門の減少により経営転換する農業者 ② リタイアする農業者 ③ 農地の相続人で農業経営を行わない者 <p>(主な交付要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地(全ての※自作地)10年以上機構に貸し付けること <p>※機構に貸付ける1年以上前から自らの所有権に基づき継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付単価</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元～3年度</td> <td>1.5万円/10a</td> <td>50万円/1戸</td> </tr> <tr> <td>令和4・5年度</td> <td>1.0万円/10a</td> <td>25万円/1戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5年間で段階的に縮減・廃止。 ※令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ対象</p>		交付単価	上限額	令和元～3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸	令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸														
	交付単価	上限額																							
令和元～3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸																							
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸																							
農地整備・集約協力金	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するために協力金を交付 (主な交付要件) ・ 対象のうちが基盤整備済み地区に内在または隣接し、地域内で合計10ha(中山間5ha)未満であること ・ 対象農地のすべてが、目標年度までに担い手に集積され、農地中間管理権が15年以上設定されていること ・ 対象地を含む地域において、人・農地プランの見直し(実質化)を行うこと など 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標年度における担い手の農地集積化率</th> <th>交付率(整備費に対する割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>12.50%</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>8.50%</td> </tr> <tr> <td>80%以上</td> <td>5.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度までの時限措置</p>	目標年度における担い手の農地集積化率	交付率(整備費に対する割合)	100%	12.50%	90%以上	8.50%	80%以上	5.00%															
目標年度における担い手の農地集積化率	交付率(整備費に対する割合)																								
100%	12.50%																								
90%以上	8.50%																								
80%以上	5.00%																								

※各協力金とも交付要件がありますので、詳細は北海道(総合)振興局 農務課又は各市町村農政担当までお問い合わせください。

固定資産税の軽減

内容

所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を新たにまとめて機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地の固定資産税が一定期間1/2に軽減。

軽減期間

機構への貸付期間が
①10年以上で3年間
②15年以上で5年間

機構関連事業

名称

内容

農地中間管理機構 関連農地整備事業
機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進する事業(実施主体は北海道)

実施要件

事業対象農地のすべてについて、
農地中間管理権が設定されていること
※その他にも4つの要件がありますので、詳しくは北海道農政部農村振興局農村計画課にご確認ください。

お問い合わせ先 <https://www.adhokkaido.or.jp>

公益財団法人 北海道農業公社	〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23	農用地部 農地中間管理課	☎011-252-7025
道央支所	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1	業務農地課	☎0126-23-2178
道南支所	〒040-0073 函館市宮前町33番13号	業務農地課	☎0138-44-5600
日胆支所	〒053-0021 苫小牧市若草町5丁目5番3号	業務農地課	☎0144-32-8171
十勝支所	〒080-0013 帯広市西3条南7丁目14番地	業務農地課	☎0155-24-0254
釧路支所	〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地	業務農地課	☎0154-22-1538
根室支所	〒086-1006 標津郡中標津町東6条南1-2	業務農地課	☎0153-72-3296
北見支所	〒090-8650 北見市とん田東町617番地	業務農地課	☎0157-25-2826
上川支所	〒070-0030 旭川市宮下通4丁目2番5号	業務農地課	☎0166-25-2613
道北支所	〒097-0001 稚内市末広町4丁目2番31号	業務農地課	☎0162-33-3321

上記公益財団法人北海道農業公社又は各市町村の農政担当窓口又は農業委員会まで

知らないとい
損する

農業者年金に 加入して安心して 豊かな老後を

- 60日以上農業に従事する方なら広く加入できます。
- 保険料は全額が社会保険料控除の対象で大きな節税効果。
- 一定の要件を満たす方には月額最大1万円の保険料補助。

ご存じですか？

・65歳の日本人の平均余命は
**男性19年(84歳)、
女性24年(89歳)**
農業者年金受給者は
さらに長生きされる
データがあります。

高齢農家世帯の家計費は、
月額約23~24万円
が必要です。
(総務省家計調査などより)

国民年金の支給額は
一人、月々約6万5千円
(40年加入の場合)



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、
老後の生活費は自分で準備する必要があります。
農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入
して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金に加入すれば ~農業者年金の支給額の試算~

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	77万円	65万円	1,645万円	1,742万円
30歳	30年	720万円	51万円	43万円	1,092万円	1,156万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	646万円	684万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	288万円	305万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の15年間(平成28年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.77%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成30年度は0.35%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者年金の特徴

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります



まだまだあります。こんな特長▼

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払いします。

6 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、経営継承など一定の要件を満たせば特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)



24 経営所得安定対策

【令和5年度予算概算決定額（所要額） 258,415（281,450）百万円】

<対策のポイント>

米穀、麦その他の重要な農産物について、諸外国との生産条件の格差や農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、**畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**及び**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）198,433（205,806）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）52,765（68,345）百万円

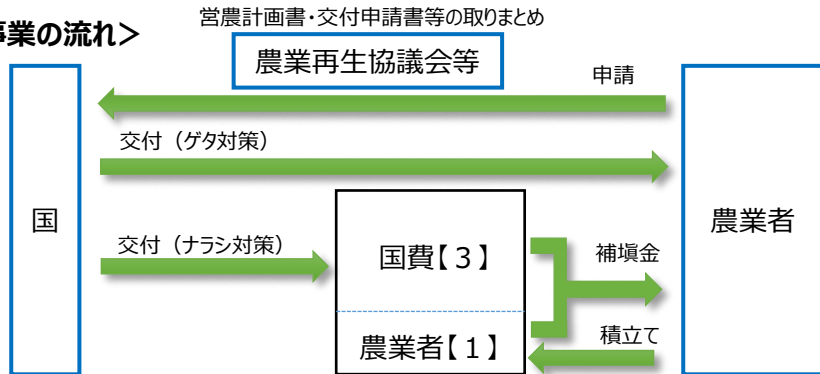
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和4年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,217（7,299）百万円

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【交付単価】（令和5年産～7年産まで適用）数量払いの交付単価は品質区分に応じて設定

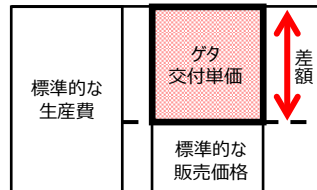
対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

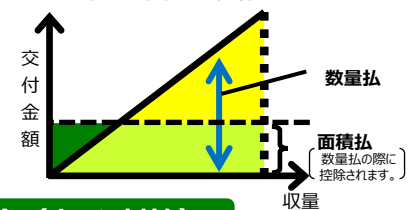
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

<交付単価のイメージ>



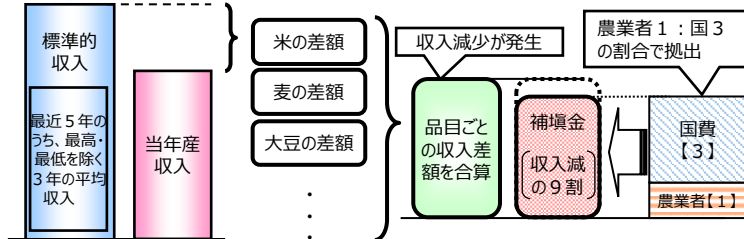
<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

〔都道府県等地域単位で算定〕

〔農業者ごとに算定〕



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

2 水田活用の直接支払交付金等

【令和5年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4. コメ新市場開拓等促進事業

11,000百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。*8

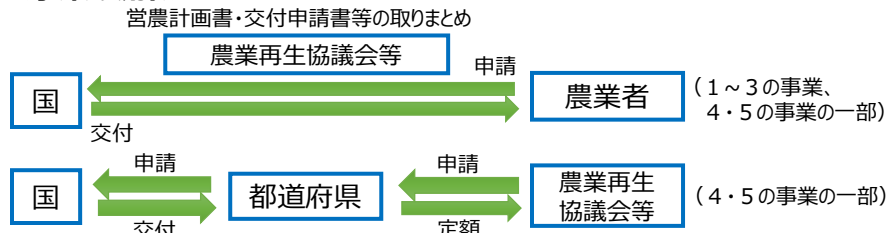
*8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

5. 畑地化促進助成

2,215百万円

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・ 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない

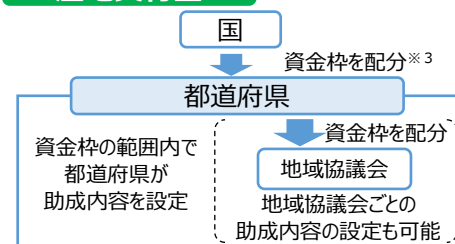
- *1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- *2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする。

- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

産地交付金



畑地化促進助成

（令和4年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援（高収益作物：17.5万円/10a*4 ※4：令和5年度までの時限単価
畑作物（高収益作物以外）*5：14.0万円/10a*6）
- ② 定着促進支援
ア 高収益作物（2万円（3万円*7）/10a×5年間）（①とセット） ※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
イ 畑作物（高収益作物以外）*5（2万円/10a*6×5年間） ※6：令和4年度補正予算における単価
- ③ 産地づくり体制構築等支援（①とセット）
- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a） ※7：加工・業務用野菜等の場合

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

62-3 日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 2,650 (2,650) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

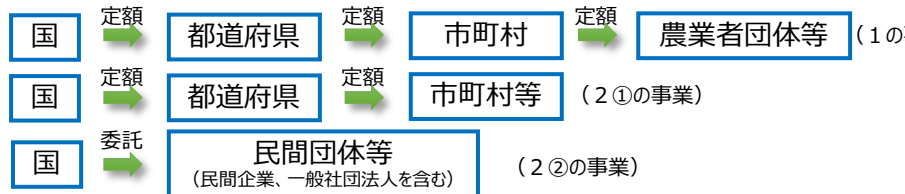
1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113 (113) 百万円

- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (104) 百万円
 - 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円
 - 本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2) に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種注3)	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800



注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めものではありません。

注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援

❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

□取組人数

単位：人

取組内容	支援単価	R2実績	R3実績	R4計画	R5計画	R6計画	R7計画	R8計画
カバークロップ	@6,000円	12	11	13	13	13	13	13
堆肥施用	@4,400円	23	13	18	20	20	20	20
有機農業（加算あり）	@14,000円	5	6	8	8	8	8	8
有機農業（加算なし）	@12,000円	2	1	5	5	5	5	5
秋耕	@800円	0	1	1	1	1	1	1
不耕起	@3,000円	0	0	1	1	1	1	1
合計		42 (実質27)	32 (実質27)	41 (実質31)	43 (実質33)	43 (実質33)	43 (実質33)	43 (実質33)

□取組面積

単位：a 単位：a 単位：a

取組内容	支援単価	R2実績	R3実績	R4計画	R5計画	R6計画	R7計画	R8計画
カバークロップ	@6,000円	11,467	12,003	14,387	15,000	15,227	15,434	15,683
堆肥施用	@4,400円	20,502	20,780	27,000	28,000	28,000	28,000	28,000
有機農業（加算あり）	@14,000円	2,896	3,126	2,976	4,783	4,783	4,783	4,783
有機農業（加算なし）	@12,000円	877	607	1,807	0	0	0	0
秋耕	@800円	0	683	683	683	683	683	683
不耕起	@3,000円	0	0	551	551	551	551	551
合計		35,742	37,199	44,428	49,017	49,244	49,451	49,700

□交付金額（歳出ベース）

単位：円 単位：円 単位：円

取組内容	支援単価	R2実績	R3実績	R4計画	R5計画	R6計画	R7計画	R8計画
カバークロップ	@6,000円	6,880,200	7,201,800	8,632,200	9,000,000	9,136,200	9,260,400	9,409,800
堆肥施用	@4,400円	9,020,880	9,143,200	11,880,000	12,320,000	12,320,000	12,320,000	12,320,000
有機農業（加算あり）	@14,000円	4,054,400	4,376,400	4,166,400	6,696,200	6,696,200	6,696,200	6,696,200
有機農業（加算なし）	@12,000円	1,052,400	728,400	2,168,400	0	0	0	0
秋耕	@800円	0	54,640	54,640	54,640	54,640	54,640	54,640
不耕起	@3,000円	0	0	165,300	165,300	165,300	165,300	165,300
合計		21,007,880	21,504,440	27,066,940	28,236,140	28,372,340	28,496,540	28,645,940

※R2より単価一部変更 ○カバークロップ 8,000円→6,000円 ○有機 8,000円→12,000円 有機加算 2,000円

□道補助金（歳入ベース）

単位：円 単位：円 単位：円

取組内容	補助率	R2実績	R3実績	R4計画	R5計画	R6計画	R7計画	R8計画
カバークロップ	75%	5,160,150	5,401,350	6,474,150	6,750,000	6,852,150	6,945,300	7,057,350
リビングマルチ	75%	0	0	0	0	0	0	0
堆肥施用	75%	6,765,660	6,857,400	8,910,000	9,240,000	9,240,000	9,240,000	9,240,000
有機農業（加算あり）	75%	3,040,800	3,282,300	3,124,800	5,022,150	5,022,150	5,022,150	5,022,150
有機農業（加算なし）	75%	789,300	546,300	1,626,300	0	0	0	0
秋耕	75%	0	40,980	40,980	40,980	40,980	40,980	40,980
不耕起	75%	0	0	123,975	123,975	123,975	123,975	123,975
合計		15,755,910	16,128,330	20,300,205	21,177,105	21,279,255	21,372,405	21,484,455

□事務費（市町村推進費）

区分	単価	数量	合計	税込	区分
トナーカートリッジ	4,200	10	42,000	46,200	消耗品
感光ドラム	6,500	4	26,000	28,600	消耗品
廃トナーボックス	2,300	2	4,600	5,060	消耗品
印刷機用インク	33,500	3	100,500	110,550	消耗品
合計			173,100	190,410	

予算要求額 191,000 歳出
道補助金 189,000 歳入
実質町負担 2,000

農地利用効率化等支援交付金

【令和5年度予算概算決定額 1,521 (2,050) 百万円】

<対策のポイント>

地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**経営改善**に取り組む場合、**必要な農業用機械・施設の導入**を支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**経営改善**に取り組む場合、**必要な農業用機械・施設の導入**を支援します。

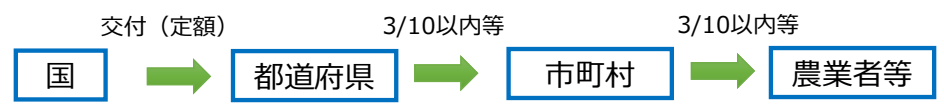
※ 広域に展開する農業法人等の**経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ**（先進的農業経営確立支援タイプ）

※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

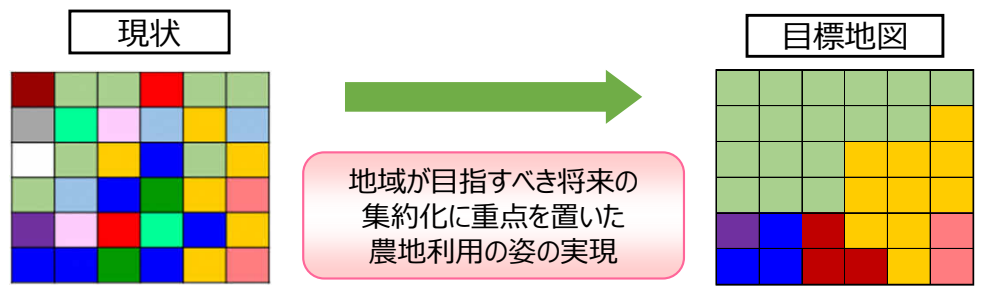
- ・スマート農業優先枠
ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業者の取組も対象）
- ・集約型農業経営優先枠
中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入
- ・グリーン化優先枠
「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入

※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

<事業の流れ>



<事業イメージ>



助成対象者	将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者
助成内容	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合に 必要な農業用機械・施設 （事業費50万円以上）
補助率	融資残額のうち事業費の3/10以内 等
補助上限額	300万円（目標地図に位置付けられた者のうち経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者については上限を600万円に引上げ）等 （先進的農業経営確立支援タイプ： 個人1,000万円、法人1,500万円等）

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

安平町地域農業支援システム整備事業

【事業開始年度：H22年度】

R5年度予算要求額5,000千円

- 耕畜連携や農業機械等の共同利用等を行う農業団体等が地域の課題解決や活性化を図るために必要とする作業機械等の導入に対して支援します。

イメージ

農業者の共同の取組により、地域の課題解決や活性化を目指して、作業機械及び農業用施設を導入する場合



補助率等

500万円を上限に助成が受けられます。
※ 補助率は1/2以内です。

優先順位

国費や道費等の補助事業で対象になりにくい機械や施設等で地域共同性の高い事業が優先されます。
※ 「1団体」の採択を目安としています。

対象者

次の団体が対象となります。（※ ただし、町内に住所を有していること。）

- 1 農業者3人以上で構成された農業生産法人
- 2 農業者3人以上で構成された法人格を有しない団体
- 3 機械利用組合等の共同性の高い団体
- 4 農業協同組合

★ 例えば、次のような整備内容が対象になります ★

- ◆ 農作業を共同化するための作業機械 [ホイルローダー、大型コンバインなど]
- ◆ 新規作物の導入を行うための機械等 [最新技術及び新規作物等の対応機械など]

事業期間
R4～R6年度

安平町の農業づくりに向けたはじめの1歩(いーっぽ)!!
～土づくりからスタートする元気な農業づくり～

安平町緑肥導入促進事業のご案内

R5 年度予算要求額 2,400 千円

1. 事業の対象

- ① 対象者～町内に1年以上在住する農業者及び農業法人
- ② 対象地～現況地目が「畑」である町内の農地
※ ただし、転作田への作付けは、対象外です。

2. 事業の内容

- 対象作物及び要件

対象緑肥作物名	基本要件	
	10アール当たり播種量	共通項目
えん麦野生種（ハイツ、サイア）	10kg 以上 15kg 以内	① 鋤込み後は、必ず土壤分析を実施すること。 ② 前・後作物が輪作体系を考慮していること。
アブラナ科（カサシ、夏カサシ、春カサシ）	1kg 以上 2kg 以内	
ひまわり（りん蔵）	1kg 以上 2kg 以内	
マメ科（アカローパー、クリソクローパー）	2kg 以上 3kg 以内	

- 補助率

事業費の4分の1以内（ただし、消費税は除く）

※ 負担区分～農業者 1/2、JA1/4、町 1/4

3. 事業の実施主体

とまこまい広域農業協同組合

4. 事業の参加に必要なもの

- ①実施計画書、②印鑑

※ ①はJA各支所に用意してあります。

【問い合わせ先】

JAとまこまい広域早来支所販売課 ☎22-2525

JAとまこまい広域追分支所営農課 ☎25-2525

安平町役場産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



安平町土壌診断推進事業のご案内

【実施期間：H25 年度～】

R5 年度予算要求額 1,575 千円

土壌診断事業を推進することにより、バランスのとれた土づくりと農作物の安定生産を図り、元気あふれる農業環境の整備を目指します。

1. 土壌診断事業の推進【該当予算 525 千円】

補助の内容

- 対象者 町内に住所を有する農業者、農業生産法人など
- 対象経費 J A とまこまい広域土壌診断センターで実施した土壌診断費用
- 補助率 土壌診断費用 1 点当たりに対し 2 分の 1 以内

事業実施主体 とまこまい広域農業協同組合

2. 土壌診断推進体制の確立【該当予算 1,050 千円】

支援の内容

- 対象者 J A とまこまい広域
- 対象経費 J A とまこまい広域土壌診断センターで実施した土壌診断費用
- 算出方法 市町負担@1,500 円×安平町民利用実績点数

【問い合わせ先】

J A とまこまい広域営農部 ☎27-2246

J A とまこまい広域早来支所 ☎22-2525

J A とまこまい広域追分支所 ☎25-2525

安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



安平町デントコーン作付連携事業のご案内

【実施期間：R4～6年度】

R5年度予算要求額 4,104千円

酪農家と耕種農家が連携してデントコーンの作付けを行い、乳脂肪の向上及び輪作体系の確立を図り、地域内での循環型農業に挑戦する取組に対して支援します。

1. 交付対象者

① 町内に住所を置く酪農家

2. 交付要件

① 自家用サイレージとなるデントコーンの栽培作業全般（収穫は含まない。）を町内の耕種農家に委託していること。

3. 交付単価

10アール当たり 8,000円以内

4. 事業実施主体

酪農振興協議会、農業協同組合など

5. 事業実施期間

令和4年度から令和6年度まで（3年間）

【問い合わせ先】

J Aとまこまい広域畜産部 ☎22-2525

J Aとまこまい広域各支所 ☎各局-2525

安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



■ 酪農家が耕種農家に支払う10アール当たり委託料金（案）【参考】

現物収量	基本料金	堆肥を提供した場合		助成額 (交付額)
		運搬のみ	プラス散布	
6,500 kg以上	39,000円	▲ 2,000円	▲ 5,000円	▲ 8,000円以内
6,000 kg以上	36,000円			
5,500 kg以上	33,000円			
5,000 kg以上	30,000円			
4,500 kg以上	28,000円			

※ 生育期間85日タイプは、主に小麦前作を想定したものです。

※ 上記委託料には、収穫作業は含まれておりません。

廃プラの適正処理で、農業環境を守り、快適な農村づくり！

農業用廃プラスチック適正処理事業

R5 年度予算要求額 260 千円

1 農業用プラスチックとは？

製品原料として塩化ビニールやポリエチレン等のプラスチックをしようしている農業用資材のこと。

〔具体的には〕

園芸用ハウス等の被覆資材、マルチフィルム、水稻用育苗箱、肥料袋、ロールラップサイレージ用フィルム、農薬容器など

2 助成の内容

- 農業用廃プラスチックの適正処理量 1 kg に対する助成。

J A（協議会）から 2 円、町から 2 円の助成がされます。

3 交付対象者

- 町内に住所を有する農業者、農業生産法人及び農業法人

4 実施主体（マニフェストを交付します。）

農業用廃プラスチック適正処理協議会（早来地区・追分地区）

【事務局：JA とまこまい広域各支所内】

5 マニフェスト制度について（参考）

- 本制度は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、返送等を通じて、産業廃棄物の排出事業者が最終的に処理されるまで産業廃棄物を管理する仕組みです。



【問い合わせ先】

J A とまこまい広域早来支所営農課 ☎22-2525
J A とまこまい広域追分支所営農課 ☎25-2525
安平町役場産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515

無利子

あなたの農業経営の安定と改善をサポートする

安平町農業振興資金のご案内

1. 借入者の資格

- ・規模拡大や生産方式の合理化等の経営改善に資する事業を行おうとする安平町に在住する農業者及び農業団体など

2. 資金の主な使いみち

- ・経営改善（機械・施設等の導入）を図るとき
- ・土地改良（暗渠・用排水等）を実施するとき
- ・家畜の導入等を実施するとき
- ・各種補助事業に、自己資金の調達を必要とするとき

3. 貸付金の限度額と償還期限

- ・貸付限度額は個人200万円、団体500万円
 - ※ 貸付限度額内の融資率は100%
- ・償還年数は6年間（うち据置き1年）

4. 資金利用に必要なもの

- ①認定申請書（農業所得収支内訳書等）
- ②貸付申請書（見積書及びカタログ等）
- ③借用証書（印鑑証明書、収入印紙）

- ※ 連帯保証人2名は、町内に1年以上居住している町民



詳しくは、安平町農林課まで、お問い合わせください。

[電話番号：22-2515]

資金利用の申込は、随時受付しておりますので、お気軽にご相談ください。



令和5年2月発行
安平町産業振興課農政・畜産グループ

■農用地区域内における開発行為の制限（農振法第15条の2関係）

農用地区域内では、農業上の利用を確保していくため、農業以外の利用を制限していますが、一時的に農業以外への利用を図る場合、あるいは、農用地利用計画に沿ってその用途を変更し農業用施設の建設を行う場合など、同区域内で開発行為を行う際にはあらかじめ市町村長の許可を受ける必要があります。

農用地区域は、農業上の利用を図るべき土地の区域であり、その中には、農用地だけでなく、将来、農業上の利用を考えている山林・原野等が含まれていることもあり、この場合、これら山林・原野等も開発行為の制限を受けることとなります。

（1）土地の形質の変更に該当する行為

①	宅地の造成（床面積等が90㎡以上の新・改・増築・仮設等の工作物含む。）
②	土地の開墾
③	農用地間における用途の変更
④	土、岩石又は砂利の採取
⑤	鉱物の掘採
⑥	切土、掘削、盛土、物件の集積等により土地の物理的形狀を変更する行為

（2）必要な手続き

開発行為の許可を受けようとする者は、工事期間や工事計画の概要等を記載した申請書に、開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況等を明らかにした図面等を添付し、市町村長あてに提出して、許可を受けます。

また、次のいずれかに該当する場合には、許可を受けることができません。

①	開発行為を行うことで、その土地において農業上の利用が困難となる
②	周辺農地などに土砂の流失あるいは崩壊などの災害を発生させる恐れがある
③	用排水路の利用に支障を及ぼす恐れがある

農業振興地域整備計画変更申出される皆様へ

◎ 農用地域域について

農業振興地域制度における農用地域域は、農業振興のため『農地を守る』立場で設けられています。その農地が除外要件などの全てを満たす場合のみ除外適当と判断され、転用が可能となります。申出の全てが除外されるとは限りませんので、土地の選定については慎重にしてください。

◎ 除外する場合は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 農業振興地域整備計画に支障をきたさないこと。
2. 農用地域域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること。
3. 農用地の集団化、連たん性の確保、農作業の効率化その他土地の農業上効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。
4. 農用地域域内における効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の集積に支障をきたさないこと。
5. 農用地域域内の土地改良施設の機能に支障が無いこと。
6. 国の直轄又は補助による土地基盤整備事業等の実施区域の土地で無いこと。
7. 除外後、農地転用の許可が見込まれるものであること。
8. 除外面積は、その目的に対して必要最低限であること。
9. 申出者若しくはその関係者が過去の実績において不適当な行為を行っていないこと。

なお、不適切な行為とは、申出者及び関係者が当初の申出又は計画と異なる開発行為を行った場合をいう。

〈注意事項〉

- ① 「農業振興地域整備計画に支障をきたさないこと」とは、農業振興地域整備計画で計画された農業上の土地利用の方向に記載されている計画に対して支障の有無で判断します。
- ② 農用地の集団化における集団とは、農用地の連たんしているもの、又は離れている一団の農用地が道路、鉄道その他の施設、河川、がけなどの地形、地物を境界としても、通作や管理などに支障が生じない地形、地物であれば、集団の一部として扱う。
- ③ 農作業の効率化その他土地の農業上効率的かつ総合的な利用とは、農作業の効率的に行うのに必要な作業環境の確保を指す。(周辺環境への影響も含めた高性能な農業機械による営農可能な土地：高性能な農業機械とは、乗用型トラクター、乗用型田植機、コンバイン、乗用型防除用動力散布機などを指す。)
- ④ 農用地域域内における効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の集積に支障をきたすとは、除外する土地について、担い手（認定農業者又は特定農業法人若しくは特定農業団体のほか、安平町が効率的かつ安定的な農業経営者と認めるもの）が現に集積している、又は利用集積することが確実である場合で、担い手の経営規模を縮小することを指す。

◎ 編入する場合は、次の要件を満たすことが必要です。

1. 既に設定されている農用地区域に連たんしていない場合は、原則としておおむね10ヘクタール以上の農地等を確実に農用地区域として設定することが認められること。
2. 既に設定されている農用地区域に連たんしている場合は、一体的に保全、整備することが適当と認められる農地等で、おおむね1ヘクタール以上の農地等を確実に農用地区域として設定することができるものと認められること。

◎ 変更申出の受付

毎年5月、9月、1月の年3回です。手続きには長い期間を要しますので、受付期間に十分にご注意下さい。

回	受付締切	備 考 (受付後のスケジュール予定)			
		農委総会	縦覧期間 (異議申立期間)	知事協議	決定告示
1	5月 6日	5/24頃	6/1～7/15 (7/16～29)	8月上旬	8月下旬
2	9月 6日	9/26頃	10/3～11/17 (11/18～12/2)	12月上旬	12月下旬
3	1月 11日	1/24頃	2/1～3/15 (3/16～31)	4月上旬	4月下旬

◎ 手続きに要する期間は4ヶ月以上

変更申出の受付から北海道知事の計画変更同意までの期間は約4～8ヶ月かかります。

◎ 農業振興地域農用地から除外後、速やかに農地転用などの手続きを

農業振興地域農用地から除外が認定された後、6ヶ月以内に農地転用等必要な手続き及び事業着手等しないものについては、再度農用地区域に編入する場合がありますのでご注意ください。

◎ 除外認可後除外申出の事業内容と同じ内容で農地転用手続きを

事業を行うには、除外された後に、農地転用等の手続きが必要です。農地転用の事業内容は、除外申出の内容と同じであることが原則です。事業内容が変更となる場合は、まず取り下げの申出をし、改めて除外申出の手続きをとっていただきます。

◎ 許可無く農地転用はできません

農地転用の許可を得る前に、農地を農地以外に利用することはできません。除外申出や転用申請をしたからといっても、転用許可前に転用できません。無断で転用すると、申出却下や法により罰せられることがありますので、くれぐれもご注意ください

□ 問い合わせ先

安平町役場産業振興課 農政・畜産グループ Tel.0145-22-2515

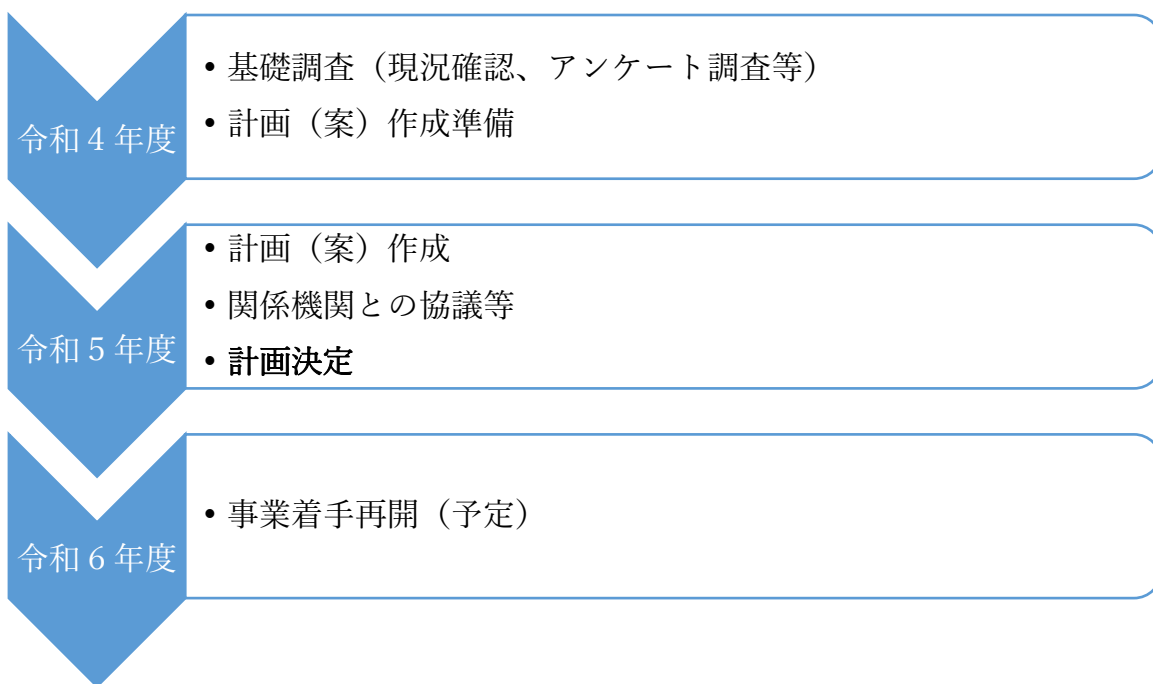
農業振興地域整備計画の全体見直しについて

町では、令和4年度から令和6年度にかけて「安平町農業振興地域整備計画」の全体見直しを行います。この計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて将来的な農業の健全な発展、農地の合理的な利用に役立てるための農業振興地域整備計画を見直すものです。

この計画により、農用地として確保・利用する土地を「農用地区域」として設定しています。農地に農業用施設や住宅等を建てる場合、その土地が農業振興地域内の「農用地区域」に指定されている場合には、用途の変更や農用地区域からの除外の申出が必要です。

この全体見直しに伴い、関係機関との協議等が伴うことから、随時受け付けている個別の申出（農用地区域からの除外、農業用施設用地への用途変更等）に関する受付を次の通り一時休止しますので、農振農用地区域の変更を検討している方は、お早めにご相談ください。

- 申出受付休止期間(予定) 令和5年4月1日から全体見直し完了まで
- 申出受付期日(予定) 令和5年3月31日
- 問い合わせ先 安平町産業振興課農政・畜産グループ(Tel:0145-22-2515)
- その他 全体見直しは令和6年3月に完了予定としていますが、関係機関との協議によっては受付休止期間に変更が生じる可能性があります。変更が生じる際は、公報、町ホームページ等によりお知らせいたします。



5年産「生産の目安」の基本的な考え方

令和4年10月14日
北海道農業再生協議会水田部会

1 米をめぐる情勢

主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続く見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。

本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稻作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

2 「生産の目安」の概要

(1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成30年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稻作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

(2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
- 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
- うるち、もち別

※ 地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだ

け生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。

■ 生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体		
			うち主食用	うち加工用	うちその他
うるち	数量(t)				
	面積(ha)				
もち	数量(t)				
	面積(ha)				
合計	数量(t)				
	面積(ha)				

協議会	区分		水稻全体		(参考)主食用以外の内訳		
			うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
うるち	数量(t)						
	面積(ha)						
もち	数量(t)						
	面積(ha)						
合計	数量(t)						
	面積(ha)						

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3 「生産の目安」の設定等

(1) 作付意向調査の実施 (10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。
なお、作付意向は、原則として、個々の生産者の作付意向の積み上げによるものとし、意向把握の手法や時期について、地域協議会は十分に検討を行うものとする。
- 道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。
- 地域協議会は、協議会内（JA・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。

(2) 団体ごとの販売計画策定（～11月）

- 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

(3) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定 (12月)

- 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。
(算定方法の概要は別紙のとおり)

(4) 「生産の目安」の決定・提示 (12月)

- 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農

業団体、集荷団体に対して提示する。

4 「生産の目安」の推進等

(1) 「生産の目安」の推進

- 道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。
- 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。
- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示するほか、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

また、生産者別の「生産の目安」を提示した後も、農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の「生産の目安」の調整等を行う。

(2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

(3) 実施状況の確認等

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）、生産者別の「生産の目安」の提示・調整状況、作付意向の把握方法等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

5年産「生産の目安」の算定方法の概要

1 算定の流れ

- (1) 原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。
- (2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。

2 全道の「生産の目安」の算定方法

(1) 数量の目安

ア 水稻全体

イからエの合計値とする。

イ 主食用米

次の情報を総合的に勘案し、算定する。

- (ア) 農業団体及び集荷団体から報告される5年産米の販売計画における主食用米の販売計画数量
- (イ) 4/5年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）
- (ウ) 3/4年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表）
- (エ) 前米穀年度末の北海道米の民間在庫量の状況
- (オ) 作付意向調査において地域協議会から報告される5年産の主食用米作付意向面積
- (カ) その他の関連資料

ウ 加工用米

(ア) うるち

農業団体及び集荷団体から報告される5年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される5年産の作付意向を踏まえて算定する。

(イ) もち

4年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される5年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。

エ その他

- 3 (1) エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。

(2) 面積の目安

- 3 (2) による面積の目安の合計値とする。

なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整

を行うことがある。

3 地域協議会の「生産の目安」等の算定方法

(1) 数量の目安

ア 水稻全体

イ及びウの合計値とする。

イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の作付実績を基本に、2(1)イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される5年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

ウ 主食用米以外

次の(ア)から(ウ)までの参考値を合計して算定する。

(ア) 加工用米

地域協議会からの作付意向調査の報告(意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の3つに区分)を基に、以下の考え方で算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

a 「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

作付意向が 販売計画を 下回る場合	以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稻作付意向に一定割合(2%)を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向
作付意向が 販売計画を 上回る場合	以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の4年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画

b 「その他」

ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。

(イ) その他(作付意向分)

作付意向調査において地域協議会から報告される5年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。

なお、作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

(ウ) その他（作付推進分）

イ、ウ（ア）及び（イ）の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される5年産の水稻全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

(2) 面積の目安（主食用米以外の内訳にあっては参考値）

(1) イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、4（2）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稻全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の面積の合計とする。

4 換算単収の算定方法

(1) 全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した4年産水稻の都道府県別の10a当たり平年収量（1.7mm基準ベース）とする。

(2) 地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した平成27年産から令和3年産までの水稻の市町村別収穫量（北海道）のうち10a当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸5年分の平均値（以下、「市町村別7中5平均単収（作況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。

(補正方法)

換算単収＝市町村別7中5平均単収（作況調整後）×補正係数

補正係数＝（農林水産省が公表した4年産の北海道全体の平年収量）÷（市町村別7中5平均単収（作況調整後）を元に算定した北海道全体の平均単収）

イ 市町村別7中5平均単収の算定において、秘匿措置により10a当たり収量の公表値が7年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別平年収量を用いる。

ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稻作付面積により加重平均した値とする。

エ 地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。

オ 前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。

5 その他

(1) 各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。

(2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。

- (3) 近年、全道の「生産の目安」に対して、作付実績が大幅に少なくなる傾向があり、一部の地域協議会において、作付意向と作付実績の差が、(作付意向と「生産の目安」の差以上に) 大きく乖離していることが要因の1つと考えられるため、過去の「生産の目安」と作付実績の差を地域協議会別の「生産の目安」の算定要素に加えることなどを6年産から検討する。

別紙 5年産「生産の目安」 地域協議会別一覧

振興局	地域協議会	換算単収 (kg/10a)	うるち・もち合計											
			水稻全体				(参考)主食用以外の内訳							
			うち主食用		うち主食用以外		加工用		その他(作付意向分)		その他(作付推進分)			
			数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)		
空知	夕張市農業振興協議会	474	57.828	12.2	57.344	12.1	0.484	0.1	0.000	0.0	0.000	0.0	0.484	0.1
空知	JAIいわみざわ地域農業再生協議会	556	33,924.041	6,101.5	21,385.150	3,846.3	12,538.891	2,255.2	3,253.691	585.2	9,285.200	1,670.0	0.000	0.0
空知	峰延農協地域農業再生協議会	570	11,577.778	2,031.2	6,839.982	1,200.0	4,737.796	831.2	1,542.547	270.6	3,195.249	560.6	0.000	0.0
空知	美唄市農協地域農業再生協議会	575	14,016.204	2,437.6	7,767.713	1,350.9	6,248.491	1,086.7	1,172.903	204.0	5,075.588	882.7	0.000	0.0
空知	芦別市農業再生協議会	559	8,817.627	1,577.3	5,949.237	1,064.2	2,868.390	513.1	1,727.353	309.0	1,110.918	198.7	30.119	5.4
空知	赤平市農業再生協議会	563	2,088.319	370.9	1,852.394	329.0	235.925	41.9	0.000	0.0	34.968	6.2	200.957	35.7
空知	滝川市農業再生協議会	565	11,742.290	2,078.4	9,868.221	1,746.6	1,874.069	331.8	721.689	127.8	1,152.380	204.0	0.000	0.0
空知	砂川市農業再生協議会	554	2,577.369	465.3	2,346.590	423.6	230.779	41.7	63.990	11.6	81.682	14.7	85.107	15.4
空知	深川市地域農業再生協議会	580	29,885.486	5,152.7	25,911.957	4,467.6	3,973.529	685.1	742.509	128.0	2,821.700	486.5	409.320	70.6
空知	南幌町農業再生協議会	552	11,222.326	2,033.0	9,633.681	1,745.2	1,588.645	287.8	98.996	17.9	1,489.624	269.9	0.025	0.0
空知	奈井江町地域農業再生協議会	562	6,867.571	1,222.1	6,272.352	1,116.1	595.219	106.0	22.810	4.1	461.233	82.1	111.176	19.8
空知	由仁町農業再生協議会	517	8,011.070	1,549.5	7,586.663	1,467.4	424.407	82.1	55.216	10.7	324.262	62.7	44.929	8.7
空知	長沼町地域農業再生協議会	501	9,418.298	1,879.9	6,011.984	1,200.0	3,406.314	679.9	1,046.604	208.9	2,359.710	471.0	0.000	0.0
空知	栗山町農業再生協議会	516	7,475.808	1,448.9	6,972.456	1,351.3	503.352	97.6	36.449	7.1	411.510	79.8	55.393	10.7
空知	月形町農業再生協議会	559	6,305.911	1,128.0	5,120.707	916.0	1,185.204	212.0	307.830	55.0	828.890	148.3	48.484	8.7
空知	浦臼町地域農業再生協議会	539	9,320.705	1,729.3	7,784.805	1,444.3	1,535.900	285.0	0.000	0.0	988.288	183.4	547.612	101.6
空知	新十津川町地域農業再生協議会	567	19,581.732	3,453.6	18,255.784	3,219.7	1,325.948	233.9	49.232	8.7	179.600	31.7	1,097.116	193.5
空知	妹背牛町地域農業再生協議会	573	12,783.630	2,231.1	10,891.023	1,900.7	1,892.607	330.4	26.779	4.7	1,063.259	185.6	802.569	140.1
空知	秩父別町農業再生協議会	594	12,832.420	2,160.4	11,087.634	1,866.6	1,744.786	293.8	302.762	51.0	1,441.994	242.8	0.030	0.0
空知	雨竜町地域農業再生協議会	567	12,314.049	2,171.8	10,922.322	1,926.3	1,391.727	245.5	0.000	0.0	602.154	106.2	789.573	139.3
空知	北竜町農業再生協議会	593	10,192.307	1,718.8	9,314.400	1,570.7	877.907	148.1	94.428	15.9	162.304	27.4	621.175	104.8
空知	沼田町農業再生協議会	603	14,603.256	2,421.8	12,891.830	2,137.9	1,711.426	283.9	0.000	0.0	1,571.720	260.7	139.706	23.2
空知計			255,616.025	45,375.3	204,724.229	36,302.5	50,891.796	9,072.8	11,265.788	2,020.2	34,642.233	6,175.0	4,983.775	877.6
石狩	札幌市農業再生協議会	496	117.592	23.7	116.569	23.5	1.023	0.2	0.000	0.0	0.000	0.0	1.023	0.2
石狩	江別市地域農業再生協議会	513	4,514.400	880.1	4,077.268	794.8	437.132	85.3	35.657	7.0	272.352	53.1	129.123	25.2
石狩	千歳市地域農業再生協議会	470	464.050	98.7	392.427	83.5	71.623	15.2	9.071	1.9	0.000	0.0	62.552	13.3
石狩	恵庭市地域農業再生協議会	499	2,396.940	480.4	2,385.513	478.1	11.427	2.3	11.427	2.3	0.000	0.0	0.000	0.0

振興局	地域協議会	換算単収 (kg/10a)	うるち・もち合計											
			水稻全体				(参考)主食用以外の内訳							
			うち主食用		うち主食用以外		加工用		その他(作付意向分)		その他(作付推進分)			
			数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)		
石狩	北広島市地域農業再生協議会	486	719.377	148.0	638.076	131.3	81.301	16.7	12.651	2.6	0.000	0.0	68.650	14.1
石狩	石狩市農業再生協議会(石狩)	529	3,050.420	576.6	2,420.355	457.5	630.065	119.1	178.787	33.7	430.374	81.4	20.904	4.0
石狩	石狩市農業再生協議会(厚田)	529	2,667.636	504.3	2,207.963	417.4	459.673	86.9	0.000	0.0	12.521	2.4	447.152	84.5
石狩	石狩市農業再生協議会(浜益)	529	1,558.101	294.6	1,316.673	248.9	241.428	45.7	0.000	0.0	187.070	35.4	54.358	10.3
石狩	当別町農業再生協議会	535	8,283.619	1,548.2	7,105.544	1,328.1	1,178.075	220.1	170.385	31.8	947.690	177.1	60.000	11.2
石狩	新篠津村農業再生協議会	577	14,120.729	2,447.2	11,624.186	2,014.6	2,496.543	432.6	466.138	80.7	2,030.405	351.9	0.000	0.0
石狩計			37,892.864	7,001.8	32,284.574	5,977.7	5,608.290	1,024.1	884.116	160.0	3,880.412	701.3	843.762	162.8
後志	小樽市	493	57.011	11.5	42.043	8.5	14.968	3.0	0.000	0.0	2.958	0.6	12.010	2.4
後志	島牧村地域農業再生協議会	441	109.593	24.9	73.031	16.6	36.562	8.3	0.000	0.0	13.040	3.0	23.522	5.3
後志	寿都町水田農業推進協議会	294	3.822	1.3	3.822	1.3	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0
後志	黒松内町農業再生協議会	473	183.501	38.8	158.120	33.4	25.381	5.4	25.381	5.4	0.000	0.0	0.000	0.0
後志	蘭越町農業再生協議会	529	11,167.190	2,111.0	7,777.812	1,470.3	3,389.378	640.7	250.173	47.3	2,743.366	518.6	395.839	74.8
後志	二七〇町地域農業再生協議会	510	1,871.608	367.0	1,411.492	276.8	460.116	90.2	6.317	1.2	414.599	81.3	39.200	7.7
後志	真狩村地域農業再生協議会	432	32.780	7.5	31.536	7.3	1.244	0.2	0.000	0.0	0.000	0.0	1.244	0.2
後志	留寿都村地域担い手育成総合支援協議会	298	1.788	0.6	1.788	0.6	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0
後志	喜茂別町地域農業再生協議会	194	0.970	0.5	0.970	0.5	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0
後志	京極町地域農業再生協議会	507	4.157	0.8	4.056	0.8	0.101	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.101	0.0
後志	倶知安町農業再生協議会	540	1,283.471	237.6	1,012.121	187.4	271.350	50.2	53.015	9.8	166.499	30.8	51.836	9.6
後志	共和町農業再生協議会	555	8,629.506	1,554.8	6,554.157	1,180.9	2,075.349	373.9	1,209.174	217.9	211.605	38.1	654.570	117.9
後志	岩内町農業再生協議会	511	441.172	86.3	347.611	68.0	93.561	18.3	48.110	9.4	0.000	0.0	45.451	8.9
後志	古平町	477	62.033	13.0	52.823	11.1	9.210	1.9	0.000	0.0	9.115	1.9	0.095	0.0
後志	仁木町地域農業再生協議会	531	2,400.390	452.1	2,017.756	380.0	382.634	72.1	4.095	0.8	270.734	51.0	107.805	20.3
後志	余市町農業再生協議会	521	113.489	21.8	112.539	21.6	0.950	0.2	0.000	0.0	0.000	0.0	0.950	0.2
後志	赤井川村	533	725.232	136.0	613.632	115.1	111.600	20.9	0.000	0.0	77.445	14.5	34.155	6.4
後志計			27,087.713	5,065.5	20,215.309	3,780.2	6,872.404	1,285.3	1,596.265	291.8	3,909.361	739.8	1,366.778	253.7
胆振	室蘭市	479	28.453	5.9	28.261	5.9	0.192	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.192	0.0
胆振	伊達市地域農業再生協議会	492	911.660	185.3	624.838	127.0	286.822	58.3	163.822	33.3	123.000	25.0	0.000	0.0
胆振	豊浦町地域農業再生協議会	464	75.305	16.3	71.303	15.4	4.002	0.9	0.000	0.0	4.002	0.9	0.000	0.0
胆振	壮瞥町地域農業再生協議会	498	586.553	117.8	577.180	115.9	9.373	1.9	0.000	0.0	4.501	0.9	4.872	1.0

振興局	地域協議会	換算単収 (kg/10a)	うるち・もち合計											
			水稻全体				(参考)主食用以外の内訳							
			うち主食用		うち主食用以外		加工用		その他(作付意向分)		その他(作付推進分)			
			数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)		
胆振	厚真町農業再生協議会	506	7,838.193	1,549.0	6,594.176	1,303.2	1,244.017	245.8	110.471	21.8	702.930	138.9	430.616	85.1
胆振	洞爺湖町地域農業再生協議会	477	269.047	56.4	269.046	56.4	0.001	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.001	0.0
胆振	安平町農業再生協議会	509	1,400.681	275.3	1,232.571	242.2	168.110	33.1	9.457	1.9	0.000	0.0	158.653	31.2
胆振	むかわ町鶴川地域農業再生協議会	514	4,497.945	875.1	2,500.500	486.5	1,997.445	388.6	1,194.012	232.3	803.433	156.3	0.000	0.0
胆振	むかわ町穂別地域農業再生協議会	514	3,002.474	584.1	2,712.605	527.7	289.869	56.4	0.000	0.0	85.763	16.7	204.106	39.7
胆振計			18,610.311	3,665.2	14,610.480	2,880.2	3,999.831	785.0	1,477.762	289.3	1,723.629	338.7	798.440	157.0
日高	日高地区農業再生協議会	496	139.530	28.1	128.864	26.0	10.666	2.1	0.000	0.0	9.622	1.9	1.044	0.2
日高	日高町門別地区農業再生協議会	496	1,567.084	316.0	1,422.913	286.9	144.171	29.1	32.056	6.5	84.550	17.0	27.565	5.6
日高	平取町農業協議会	518	2,465.440	476.0	2,110.128	407.4	355.312	68.6	72.408	14.0	0.000	0.0	282.904	54.6
日高	新冠町農業再生協議会	497	746.226	150.1	680.980	137.0	65.246	13.1	0.000	0.0	0.000	0.0	65.246	13.1
日高	静内農業再生協議会	480	385.440	80.3	380.785	79.3	4.655	1.0	0.000	0.0	0.000	0.0	4.655	1.0
日高	三石農業再生協議会	480	564.654	117.6	564.653	117.6	0.001	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.001	0.0
日高	浦河町農業再生協議会	466	161.497	34.6	140.016	30.0	21.481	4.6	0.000	0.0	0.000	0.0	21.481	4.6
日高	様似町農業再生協議会	476	109.956	23.1	102.428	21.5	7.528	1.6	0.000	0.0	0.000	0.0	7.528	1.6
日高計			6,139.827	1,225.8	5,530.767	1,105.7	609.060	120.1	104.464	20.5	94.172	18.9	410.424	80.7
渡島	函館市農業再生協議会	456	377.743	82.9	287.588	63.1	90.155	19.8	29.227	6.4	56.482	12.4	4.446	1.0
渡島	北斗市農業再生協議会	519	6,406.231	1,234.3	4,244.589	817.8	2,161.642	416.5	1,828.076	352.2	333.566	64.3	0.000	0.0
渡島	福島町地域農業再生協議会	437	88.964	20.4	77.568	17.8	11.396	2.6	0.000	0.0	0.000	0.0	11.396	2.6
渡島	知内町農業再生協議会	468	2,189.318	467.9	1,539.716	329.0	649.602	138.9	157.951	33.8	491.651	105.1	0.000	0.0
渡島	木古内町農業再生協議会	472	1,415.791	299.9	1,123.783	238.1	292.008	61.8	92.705	19.6	49.456	10.5	149.847	31.7
渡島	七飯町地域農業再生協議会	489	2,041.993	417.6	1,517.742	310.4	524.251	107.2	249.117	50.9	275.134	56.3	0.000	0.0
渡島	森町地域農業再生協議会	517	990.964	191.7	605.885	117.2	385.079	74.5	359.229	69.5	25.850	5.0	0.000	0.0
渡島	八雲町地域農業再生協議会	531	1,750.544	329.6	1,000.905	188.4	749.639	141.2	736.079	138.6	10.092	1.9	3.468	0.7
渡島計			15,261.548	3,044.3	10,397.776	2,081.8	4,863.772	962.5	3,452.384	671.0	1,242.231	255.5	169.157	36.0
檜山	江差町地域農業再生協議会	515	1,410.736	273.9	1,067.324	207.2	343.412	66.7	169.303	32.9	174.109	33.8	0.000	0.0
檜山	上ノ国町農業再生協議会	483	1,116.339	231.1	875.053	181.2	241.286	49.9	77.011	15.9	114.133	23.6	50.142	10.4
檜山	厚沢部町地域農業再生協議会	528	2,693.212	510.1	1,914.730	362.6	778.482	147.5	644.759	122.1	121.190	23.0	12.533	2.4
檜山	乙部町農業再生協議会	453	409.512	90.4	282.551	62.4	126.961	28.0	22.664	5.0	54.360	12.0	49.937	11.0
檜山	奥尻町地域農業再生協議会	449	153.082	34.1	118.434	26.4	34.648	7.7	23.108	5.1	0.000	0.0	11.540	2.6

振興局	地域協議会	換算単収 (kg/10a)	うるち・もち合計											
			水稻全体				(参考)主食用以外の内訳							
			うち主食用		うち主食用以外		加工用		その他(作付意向分)		その他(作付推進分)			
			数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)		
檜山	今金町地域農業再生協議会	515	7,498.400	1,456.0	5,499.090	1,067.8	1,999.310	388.2	676.332	131.3	597.400	116.0	725.578	140.9
檜山	せたな町農業再生協議会	531	7,780.204	1,465.2	5,163.707	972.4	2,616.497	492.8	1,292.291	243.4	1,324.206	249.4	0.000	0.0
檜山計			21,061.485	4,060.8	14,920.889	2,880.0	6,140.596	1,180.8	2,905.468	555.7	2,385.398	457.8	849.730	167.3
上川	旭川市農業再生協議会	594	35,281.295	5,939.5	29,593.879	4,982.1	5,687.416	957.4	3,238.306	545.1	2,336.942	393.4	112.168	18.9
上川	士別市農業再生協議会	533	12,654.085	2,374.2	11,314.989	2,122.9	1,339.096	251.3	343.542	64.5	125.553	23.6	870.001	163.2
上川	名寄地域農業再生協議会	571	21,088.354	3,693.3	12,284.359	2,151.4	8,803.995	1,541.9	8,684.050	1,520.8	119.945	21.1	0.000	0.0
上川	富良野市農業再生協議会	553	3,229.111	584.0	2,972.713	537.6	256.398	46.4	0.000	0.0	13.731	2.5	242.667	43.9
上川	鷹栖町農業再生協議会	593	13,851.404	2,335.8	11,313.206	1,907.8	2,538.198	428.0	1,080.901	182.3	1,457.297	245.7	0.000	0.0
上川	東神楽町地域農業再生協議会	596	7,876.402	1,321.6	6,879.946	1,154.4	996.456	167.2	0.000	0.0	14.477	2.4	981.979	164.8
上川	当麻町地域農業再生協議会	571	14,455.816	2,531.8	12,258.646	2,146.9	2,197.170	384.9	1,366.129	239.3	198.517	34.8	632.524	110.8
上川	比布町地域農業再生協議会	581	8,721.653	1,501.1	6,039.628	1,039.5	2,682.025	461.6	1,473.545	253.6	1,208.480	208.0	0.000	0.0
上川	愛別町農業再生協議会	540	5,605.567	1,038.0	4,009.345	742.4	1,596.222	295.6	967.910	179.3	492.837	91.2	135.475	25.1
上川	上川町農業再生協議会	568	1,497.627	263.7	1,044.954	184.0	452.673	79.7	427.113	75.2	25.560	4.5	0.000	0.0
上川	東川町地域農業推進協議会	589	12,676.873	2,152.2	10,739.852	1,823.4	1,937.021	328.8	1,375.632	233.5	561.389	95.3	0.000	0.0
上川	美瑛町農業再生協議会	588	5,324.027	905.4	4,177.730	710.5	1,146.297	194.9	549.847	93.5	596.450	101.4	0.000	0.0
上川	上富良野町農業再生協議会	566	4,149.707	733.2	3,669.526	648.3	480.181	84.9	0.000	0.0	12.326	2.2	467.855	82.7
上川	中富良野町地域農業再生協議会	575	6,494.479	1,129.4	6,190.685	1,076.6	303.794	52.8	20.723	3.6	0.000	0.0	283.071	49.2
上川	南富良野町地域農業再生協議会	574	583.471	101.7	521.063	90.8	62.408	10.9	62.408	10.9	0.000	0.0	0.000	0.0
上川	占冠村地域農業再生協議会	556	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0
上川	和寒町地域農業再生協議会	581	4,589.005	789.8	4,209.246	724.5	379.759	65.3	38.608	6.6	125.142	21.5	216.009	37.2
上川	剣淵町地域農業再生協議会	565	3,813.649	675.0	3,443.614	609.5	370.035	65.5	109.986	19.5	37.414	6.6	222.635	39.4
上川	下川町地域農業再生協議会	512	298.627	58.3	262.454	51.3	36.173	7.0	23.742	4.6	12.431	2.4	0.000	0.0
上川	美深町農業再生協議会	544	1,248.731	229.6	970.055	178.3	278.676	51.3	228.882	42.1	49.794	9.2	0.000	0.0
上川	幌加内町地域農業再生協議会	572	2,211.045	386.6	1,504.789	263.1	706.256	123.5	165.630	29.0	518.861	90.7	21.765	3.8
上川計			165,650.928	28,744.2	133,400.679	23,145.3	32,250.249	5,598.9	20,156.954	3,503.4	7,907.146	1,356.5	4,186.149	739.0
留萌	留萌市農業再生協議会	533	2,252.016	422.5	2,022.183	379.4	229.833	43.1	0.000	0.0	123.843	23.2	105.990	19.9
留萌	増毛町農業再生協議会	465	1,339.665	288.2	1,014.435	218.2	325.230	70.0	44.926	9.7	64.110	13.8	216.194	46.5
留萌	小平町農業再生協議会	533	5,098.078	956.4	4,413.816	828.1	684.262	128.3	0.000	0.0	274.742	51.5	409.520	76.8
留萌	苫前町地域農業再生協議会	529	4,065.190	768.5	3,616.078	683.6	449.112	84.9	0.000	0.0	0.000	0.0	449.112	84.9

振興局	地域協議会	換算単収 (kg/10a)	うるち・もち合計											
			水稻全体				(参考)主食用以外の内訳							
			うち主食用		うち主食用以外		加工用		その他(作付意向分)		その他(作付推進分)			
			数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)	数量(t)	面積(ha)		
留萌	羽幌町地域農業再生協議会	529	5,189.211	980.9	4,582.441	866.2	606.770	114.7	395.170	74.7	211.600	40.0	0.000	0.0
留萌	初山別村地域農業再生協議会	528	1,442.254	273.2	1,138.697	215.7	303.557	57.5	303.557	57.5	0.000	0.0	0.000	0.0
留萌	遠別町地域農業再生協議会	507	2,161.387	426.2	1,683.481	332.0	477.906	94.2	441.176	87.0	0.000	0.0	36.730	7.2
留萌計			21,547.801	4,115.9	18,471.131	3,523.2	3,076.670	592.7	1,184.829	228.9	674.295	128.5	1,217.546	235.3
オホーツク	北見市農業再生協議会(北見市地域水田農業推進協議会)	512	2,072.757	404.8	1,728.679	337.6	344.078	67.2	308.316	60.2	9.626	1.9	26.136	5.1
オホーツク	北見市農業再生協議会(端野町地域水田農業推進協議会)	512	1,385.506	270.6	1,172.085	228.9	213.421	41.7	204.459	39.9	0.000	0.0	8.962	1.8
オホーツク	美幌町農業再生協議会	484	123.105	25.4	88.071	18.2	35.034	7.2	34.889	7.2	0.000	0.0	0.145	0.0
オホーツク	津別町地域農業再生協議会	504	68.493	13.6	46.480	9.2	22.013	4.4	0.000	0.0	9.576	1.9	12.437	2.5
オホーツク	訓子府町農業再生協議会	464	285.134	61.5	247.012	53.3	38.122	8.2	38.122	8.2	0.000	0.0	0.000	0.0
オホーツク	大空町農業再生協議会	487	854.796	175.6	727.732	149.5	127.064	26.1	127.064	26.1	0.000	0.0	0.000	0.0
オホーツク計			4,789.791	951.5	4,010.059	796.7	779.732	154.8	712.850	141.6	19.202	3.8	47.680	9.4
十勝	音更町農業再生協議会	343	14.337	4.1	9.741	2.8	4.596	1.3	0.000	0.0	4.459	1.3	0.137	0.0
十勝	幕別町農業再生協議会	502	10.888	2.2	10.888	2.2	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0
十勝	池田町農業再生協議会	379	16.790	4.4	15.160	4.0	1.630	0.4	0.000	0.0	1.137	0.3	0.493	0.1
十勝	本別町農業再生協議会	556	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0	0.000	0.0
十勝計			42.015	10.7	35.789	9.0	6.226	1.7	0.000	0.0	5.596	1.6	0.630	0.1
地域協議会計			573,700.308	103,261.0	458,601.682	82,482.3	115,098.626	20,778.7	43,740.880	7,882.4	56,483.675	10,177.4	14,874.071	2,718.9
全道の目安			573,700	103,261	458,602	82,482	115,099	20,779	43,741	7,882				

飼養衛生管理基準に係る定期報告について

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、毎年2月1日時点の飼養頭羽数及び飼養管理基準の遵守状況等を都道府県知事に報告するよう義務付けられております。

定期報告により、「発生の予防」と「早期の発見・通報」、さらには「初動の対応」を行うことができます。

飼養衛生管理基準の趣旨

- ① 農家の防疫意識の向上
- ② 消毒等を徹底するエリアの設定
- ③ 毎日の健康観察と異状確認時における早期通報等の再確認
- ④ 埋却地の確保
- ⑤ 大規模農場に関する追加措置

※飼養衛生管理基準の遵守について

飼養衛生管理基準の遵守状況は、手当金の交付額を決定する際にも減額要因として考慮されます。発生農家における日頃の飼養衛生管理状況が飼養衛生管理基準から大きく逸脱していないか、さらに、適切に早期通報がなされたかどうかといった点を精査し、標準的な飼養衛生管理水準と比べて大きく劣っている場合は、減額される又は交付されない恐れがあります。

【問い合わせ先】

- | | |
|-------------------|----------|
| J A とまこまい広域畜産部 | ☎22-2722 |
| J A とまこまい広域早来支所 | ☎22-2525 |
| J A とまこまい広域追分支所 | ☎25-2525 |
| 安平町産業振興課農政・畜産グループ | ☎22-2515 |



安平町酪農・畜産特別対策事業のご案内

R5年度予算額 920 千円

生乳生産の減産傾向及び飼料価格の高止まり等を受け、酪農家の経営安定を図るため、良質粗飼料確保の取組みを支援します。

1. 草地更新 [該当予算額 920 千円]

補助の内容

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ○対象者 | 町内に住所を有する畜産（酪農・肉牛）農家 |
| ○対象経費 | 草地更新に必要な購入種子を標準量で播種するために要した経費 |
| ○交付率 | 事業費の20%以内（ただし、消費税は除く。） |
| 事業実施主体 | とまこまい広域農業協同組合 |

【問い合わせ先】

- | | |
|-------------------|----------|
| J A とまこまい広域畜産部 | ☎22-2722 |
| J A とまこまい広域早来支所 | ☎22-2525 |
| J A とまこまい広域追分支所 | ☎25-2525 |
| 安平町産業振興課農政・畜産グループ | ☎22-2515 |



ゲノミック評価による和牛改良事業のご案内

R5年度予算額 600千円

町内の和牛飼養農家のほとんどは素牛販売による経営形態であることから、市場購買者からの産肉成績を収集するのは困難であった。

乳牛の改良に活用されているゲノミック（遺伝子情報）の解析によって、本牛の能力を瞬時に判明することが可能となる。

これらのことから、和牛繁殖農家の後継牛を選抜するうえで有効な判断材料となり、黒毛和種繁殖牛群の更なる高位平準化並びに素牛市場の有利販売につながる、ゲノミック評価の取組を支援します。

補助の内容

- 対象者 町内に住所を有する和牛繁殖農家
- 対象経費 遺伝子検査に要する経費
- 交付額 1頭あたり1/2助成
(行政1/4・農協1/4)
- 事業実施主体 とまこまい広域農業協同組合

【問い合わせ先】

- J A とまこまい広域畜産部 ☎22-2722
- J A とまこまい広域早来支所 ☎22-2525
- J A とまこまい広域追分支所 ☎25-2525
- 安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



安平町家畜自衛防疫推進協議会からのお知らせ

1. 牛5種混合生ワクチンの価格改定について

令和5年4月からメーカー希望小売価格の改定に伴い
令和5年度対価が改定されます。

牛5種混合（生）旧価格）1,419円 → 新価格）1,530円

2. 馬3種混合及び馬インフルエンザワクチン価格改定について

令和5年4月からメーカー希望小売価格の改定に伴い
令和5年度対価が改定されます。

馬3種混合（補助）旧価格）2,033円 → 新価格）3,577円

馬3種混合（非補助）旧価格）3,363円 → 新価格）6,195円

馬インフルエンザ（補助）旧価格）1,208円 → 新価格）2,362円

馬インフルエンザ（非補助）旧価格）1,938円 → 新価格）4,055円

3. 牛5種不活化ワクチン「ストックガード5」の販売終了について

令和5年度5月末までの製品をもって販売が終了となることから北海道家畜畜産物衛生指導協会では令和4年度で本製品の取り扱いが終了となります。

令和5年度からは「ボビバック B5」、「キャトルウイン 5K」の2製品の取り扱いとなります。安平町家畜自衛防疫推進協議会では「ボビバック B5」を使用する予定です。

【問い合わせ先】



安平町役場産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515

安平町新規就農者支援一覧

R 5 年 2 月 現在

■ 新規就農支援

事業名	対象者・要件	支援措置の内容
新規就農者招致育成事業	新規就農者	1. 新規就農者奨励金及び利子補給金 [5年間] <input type="checkbox"/> 農用地等の 年間賃借料の1/2以内 <input type="checkbox"/> 農用地等の 固定資産税相当額 <input type="checkbox"/> 農用地等の取得のため借り入れた農業関係制度資金の借入金利子に対する 1.0%以内の利子補給 <input type="checkbox"/> 経営開始に必要な農業機械・施設の導入、農地取得等に対し、 導入経費の1/2以内(上限300万円) 青年等就農計画の認定を受けてから5年間。ただし、限度額に達するまでとする。
	就農研修生	2. 就農研修生奨励金 <input type="checkbox"/> 住宅料の 1/2以内(上限15,000円) (ただし、民間賃貸住宅に限る。) <input type="checkbox"/> 特別研修受講費の 10/10
	受入農業者 農業指導団体	3. 営農指導費助成金 <input type="checkbox"/> 体験実習生に行う指導(60日以内) 日額1,000円 <input type="checkbox"/> 就農研修生に行う指導(2年以内) 月額30,000円
新規就農定住促進事業	新規就農者 農業後継者	1. 新規就農定住促進助成金(5年以上農業に従事するもの) <input type="checkbox"/> 新規就農者： 20万円 (概ね23歳以上～40歳未満) <input type="checkbox"/> 農業後継者： 20万円 (ともに金額相当の品)

■ 体験実習支援

事業名	対象者・要件	支援措置の内容
新規就農者招致育成事業	体験実習生	1. 体験実習生奨励金(30日以上60日以内の範囲) <input type="checkbox"/> 日額1,000円

■ 研修支援(新規参入・就農研修者育成向け支援)

研修支援名称	対象者・要件	支援内容
就農ルーキーズカレッジ	新規就農者 就農研修生 農業後継者等	【設置目的】 就農研修生等に対する総合的な研修を実施 【研修内容】 トレーニングファームの設置、各種機関研修・事業の活用等、 就農実践圃場での研修

■ 滞在施設(新規参入・就農研修・体験実習者用滞在施設)

滞在施設名称	対象者・要件	施設内容
新規就農者用住宅	新規就農者 就農研修生 体験実習生	1. 安平町追分白樺(4LDK1戸) <input type="checkbox"/> 貸付料：月額20,000円 2. 安平町追分旭(6LDK1戸) <input type="checkbox"/> 貸付料：月額30,000円
移住促進住宅	新規就農者 就農研修生	1. 安平町追分本町、早来北進ほか(10戸) <input type="checkbox"/> 構造：2～3LDK、延床面積51.89～95.70㎡ <input type="checkbox"/> 貸付料：月額10,000～12,000円

安平町新規就農定住促進助成制度のご案内



1 助成対象者 (次の要件を全て満たす方)

新規に農業経営者となる方

- ① 概ね23才以上40才未満の方。
- ② 町内において農用地及び農業用施設用地等を取得又は借受した方。
- ③ 今後5年以上農業に従事することが確実に見込まれる方。

※ 経営移譲による権利取得は該当しません。

農業後継者となる方

(Uターン・新規学卒)

- ① 町内で農業を経営する親とともに農業に従事する者であって、農地基本台帳に登録された方。
- ② 今後5年以上農業に従事することが確実に見込まれる方。

※ 後継者の基準日は、農地基本台帳に初めて登録された日となります。

2 助成額

新規農業経営及び農業後継者ともに**20万円相当が助成**されます。

3 その他

- ① 申請時期は助成要件を満たした日から1年以内となります。
- ② 過去に当該助成金の支給を受けた方は、該当しません。
- ③ 助成金の支給を受けた日から5年以内に農業に従事しなくなった場合又は休業した場合は、助成金を返還していただくこととなります。

4 問い合わせ先

安平町産業振興課 農政・畜産グループ ☎22-2515 (課直通)

51 新規就農者育成総合対策

資料1-1-1
【令和5年度予算概算決定額 19,225 (20,700) 百万円】
（令和4年度補正予算額 2,600百万円）

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート等の取組を支援します。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、リカレント教育の充実等の取組を支援します。

＜政策目標＞

40代以下の農業従事者の拡大（40万人【令和5年まで】）

＜事業の全体像＞

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を助成します。
- ② 研修期間中の研修生に対して、資金を助成します。
- ③ 雇用元の農業法人等に対して、資金を助成します。

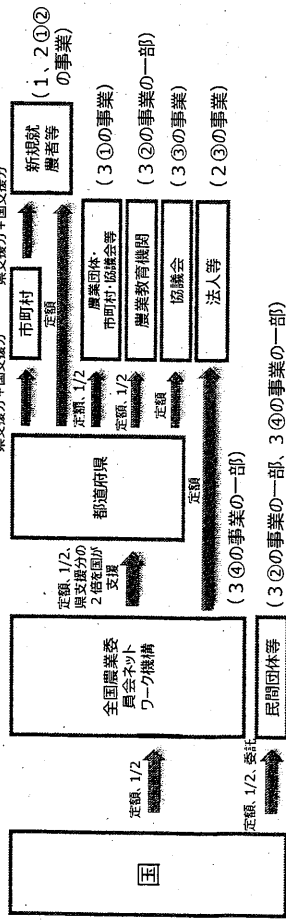
3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、社会人向け農業研修の実施を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。
- ③ 都道府県等による現役農業者へのリカレント教育の充実を図り、地域におけるデジタル・グリーン分野の人材育成の取組を支援します。
- ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。

（令和4年度補正予算）新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、就農後の初期投資の促進等を支援します。

＜事業の流れ＞



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）
 対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）
 支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）
 補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2〈例〉国1/2,県1/4,本人1/4）

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）
 支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5
 ×最長3年間
 補助率：国10/10

② 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関
 支援額：最大60万円/年×最長4年間
 補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）
 支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5
 ×最長2年間
 補助率：国10/10



3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

① サポート体制構築事業※1

- ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等を支援
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
- ・社会人が働きながら受講できる研修の実施

③ 農業者キャリアアップ支援事業

都道府県等による現役農業者に対するデジタル・グリーン分野の人材育成強化

② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施等

④ 農業人材確保推進事業

インターンシップ、新・農業人フェアの実施等

※1 取組計画に示した事業採択方式
 ※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象
 ※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
 ※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
 ※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者確保緊急対策

【令和4年度補正予算額 2,600百万円】

＜対策のポイント＞

新規就農者等の就農準備や初期投資促進、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、女性が働きやすい環境の整備、農業の魅力発信等の取組を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大（40万人【令和5年まで】）

＜事業の内容＞

1. 新規就農者等の就農準備、初期投資促進に対する支援

- ① 次世代を担う農業者を目指す49歳以下の者に対し、就農準備を支援する資金を交付します。
- ② 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 農業教育への支援

農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を支援します。

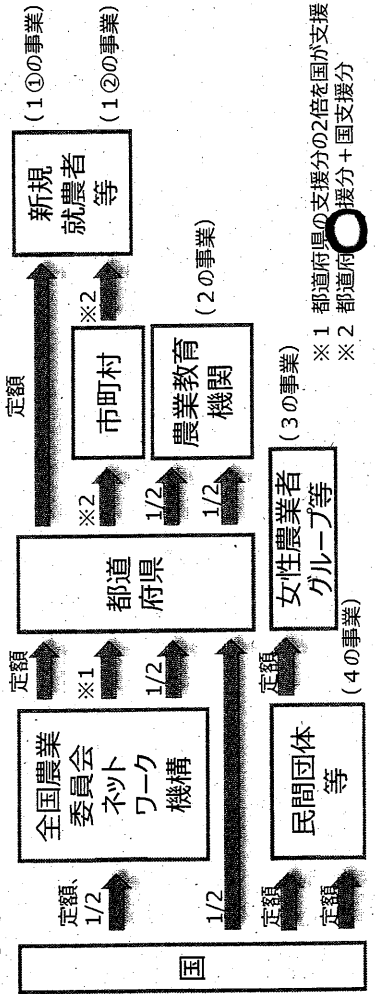
3. 女性が働きやすい環境の整備等に対する支援

男女別トイレや更衣室の確保等の女性が働きやすい環境の整備、女性農業者のグループ活動の開始又は発展等の取組を支援します。

4. 農業の魅力伝える取組に対する支援

職業としての農業の魅力発信の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

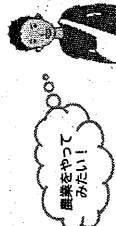


※1 都道府県の支援分の2倍を国が支援
 ※2 都道府県支援分+国支援分

＜事業イメージ＞

情報発信

- ・ロールモデルとなる農業者による職業としての魅力発信



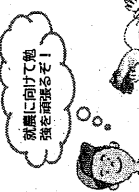
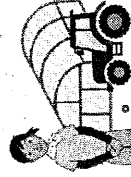
環境整備

- ・農業教育機関における研修用機械・設備の導入、施設の整備
- ・男女別トイレや更衣室の確保等の女性が働きやすい環境の整備、女性農業者のグループ活動の開始又は発展等の取組を支援



新規就農

- ・研修期間中の就農希望者に、12.5万円/月(150万円/年)を交付
- ・認定新規就農者に対しては機械・施設、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援



【お問い合わせ先】

- (1の事業) 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)
- (2の事業) 就農・女性課 (03-6744-2160)
- (3の事業) 就農・女性課 (03-3591-5831)
- (4の事業) 就農・女性課 (03-3502-6469)

○農地耕作条件改善事業について

1. 目的及び趣旨

本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、高収益作物への転換、モデル的な産地形成、スマート農業の推進を図り計画策定から営農定着に必要な基盤整備を支援し、農業競争力の強化を図ることとする。

2. 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

3. 主な事業内容及び助成額等

区 分	事業種類	事業内容	補助率・助成単価
定額助成	(1) 区画拡大（水路変更を伴わないもの）	ほ場の高低差 10 cm以上 表土扱を行う場合	12 万 5 千円／10a
		ほ場の高低差 10 cm以下 表土扱を行わない場合	5 万 5 千円／10a
	(2) 区画拡大（水路変更を伴うもの）	ほ場の高低差 10 cm以下 表土扱を行わない場合	17 万 5 千円／10a
	(3) 暗渠排水	給水渠(本暗渠管)の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設	16 万円／10a

4. 受益者負担について

測量調査設計に要する費用に工事費を加えた金額が、国が助成する金額を超えた部分について受益者分担金を徴収する。

5. 平成 27 年度からの取組状況

区 分	令和 3 年度まで	令和 4 年度		合 計
実施農業者数	58 名	5 名		63 名
区画拡大（水路変更有）				
〃 （水路変更無）	2.43ha			2.43ha
暗 渠 排 水	177.19ha	10.79ha		187.98ha
事 業 費	327,834 千円	27,038 千円		354,872 千円
国 費 額	271,790 千円	17,264 千円		289,054 千円

6. 令和 5 年度の事業予定について

田の区画拡大（水路変更無し：高低差 10 cm以上 表土扱い有り）A=1.16ha 実施予定者 1 名
暗渠排水工事 A=10.10ha 実施予定者 6 名

農地耕作条件改善事業とは

農地耕作条件改善事業では、意欲ある農業者の皆さんが農業を継続できる環境を整えるため、区画整理や暗渠排水、用排水路、農作業道の整備などの地域のニーズに沿ったきめ細かな基盤整備や、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換、地域特産物等の病害虫対策、水田の貯留機能の向上に向けた畦畔等の整備等及びスマート農業などの先進的な営農体系の導入を支援します。

自力施工や小さな農地も対象になって、支援メニューがたくさんあって活用しやすいです。



地域内農地集積型

..... P 2

区画整理や暗渠排水などの基盤整備を農地面積の大小に関わらずきめ細かく支援し、担い手への農地集積を推進します。

高収益作物転換型

..... P 3

基盤整備と合わせて水稻から高収益作物に転換する地区を対象に、転換にあたっての技術研修や、1年目の種子・肥料代などの経費を支援します。

未来型産地形成推進条件整備型

..... P 4

野菜・花き・果樹・茶のモデル的な産地形成に取り組む地区を対象に、機械のリース導入や新植・改植等を支援します。

スマート農業導入推進型

..... P 5

スマート農業に適した基盤が整備された農地を対象に、GNSS基地局の設置と、これに併せたトラクタの自動操舵システムの導入を支援します。

病害虫対策型

..... P 6

地域特産物等の病害虫の発生予防・まん延防止のため実施する土層改良や排水対策等を支援します。

水田貯留機能向上型

..... P 7

水田の貯留機能を向上させる「田んぼダム」の取組に係る畦畔や排水口の整備等を支援します。

土地利用調整型

..... P 8

粗放的な農地利用を行うための用地整備、作業道等の整備等を支援します。

農地整備・集約協力金

..... P 9

各支援メニューの詳細

..... P10

お問い合わせ先

..... P18

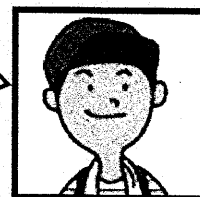
地域内農地集積型

概要

地域内農地集積型では、農地中間管理機構の重点実施区域等の農地を対象に、区画拡大や暗渠排水、農業用排水路、農作業道の更新等の基盤整備を、面積要件無くきめ細かに支援します。

また、基盤整備と一体的に、作物の品質向上や維持管理の省力化等のための支援も行っています。

畦畔除去や暗渠排水が手軽に迅速にできて、経営規模を拡大できました。



事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

支援の例



畦畔除去（新潟県）



用水路更新（山形県）



客土（北海道）

採択要件と支援メニュー

- ・ 農地中間管理機構の重点実施区域（指定される見込みのある区域含む）の農地であること。
- ・ ハード事業費が200万円以上であること。
- ・ 事業の受益者数が、農業者2者以上であること。

定額支援メニュー

ハード事業

- ・ 区画拡大
- ・ 湧水処理
- ・ 客土
- ・ 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- ・ 暗渠排水
- ・ 除礫
- ・ 末端畑地かんがい施設

ソフト事業

- ・ 条件改善推進費

定率支援メニュー

ハード事業

- ・ 区画整理
- ・ 土層改良、共同利用機器導入
- ・ 農業用排水施設
- ・ 農作業道等
- ・ 農用地の保全
- ・ 管理省力化支援
- ・ 暗渠排水
- ・ 農地造成
- ・ 営農環境整備支援

※ 共同利用機器導入は、国費が投入された基盤整備地区を対象とします

ソフト事業

- ・ 品質向上支援
- ・ 条件改善促進支援
- ・ 指導

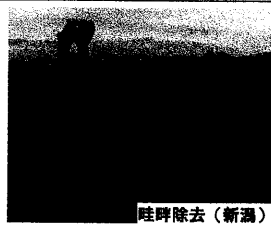

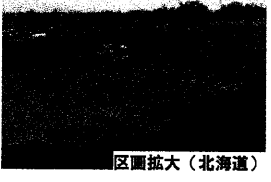
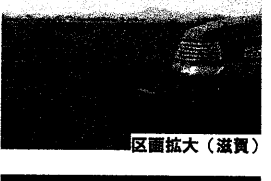
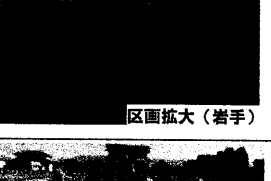



※ 定額支援・・・10a当たり10.5万円等、対象の面積や延長に応じた金額での支援を受けられるメニューです。

※ 定率支援・・・事業費に対し、50%等の一定の割合の金額の支援を受けられるメニューです。

※ メニューの詳細はP10以降に記載しています。

支援メニューの詳細 (1/8)

① 定額支援メニュー (ハード事業)

No.	事業種類	事業内容と助成額	活用のイメージ	対象の事業型
1	区画拡大	<p>畦畔除去、水路変更、均平作業等による区画拡大を支援</p> <p>○ 水路の変更を伴わないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う場合： 12.5万円/10a【15.0万円/10a】 (10.5万円/10a【12.5万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行う場合： 10.5万円/10a【12.5万円/10a】 (8.5万円/10a【10.0万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行わない場合： 5.5万円/10a【6.5万円/10a】 (4.0万円/10a【4.5万円/10a】) ・畦畔除去のみの場合：3.0万円/100m【3.5万円/100m】 (3.0万円/100m【3.5万円/100m】) <p>○ 水路の変更を伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の高低差が10cmを超える場合で表土扱いを行う場合： 25.0万円/10a【30.0万円/10a】 (19.5万円/10a【23.0万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行う場合： 23.0万円/10a【27.5万円/10a】 (17.5万円/10a【21.0万円/10a】) ・ほ場の高低差が10cm以下の場合で表土扱いを行わない場合： 17.5万円/10a【21.0万円/10a】 (13.0万円/10a【15.5万円/10a】) 	    	<p>地域内 農地集積型</p> <p>高収益作物 転換型</p> <p>スマート農業 導入推進型</p> <p>病害虫対策型</p> <p>水田貯留機能 向上型</p> <p>土地利用 調整型</p>
2	暗渠排水	<p>吸水渠 (本暗渠管) の間隔が10m以下の暗渠排水の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ施工を用い、表土扱いを行う場合： 15.0万円/10a【18.0万円/10a】 (11.5万円/10a【13.5万円/10a】) ・バックホウ施工を用い、表土扱いを行わない場合： 14.5万円/10a【17.0万円/10a】 (10.5万円/10a【12.5万円/10a】) ・トレンチ施工を用い、表土扱いを行わない場合： 10.0万円/10a【12.0万円/10a】 (8.5万円/10a【10.0万円/10a】) ・掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合： 7.5万円/10a【9.0万円/10a】 (5.5万円/10a【6.5万円/10a】) 	  	<p>地域内 農地集積型</p> <p>高収益作物 転換型</p> <p>スマート農業 導入推進型</p> <p>病害虫対策型</p> <p>水田貯留機能 向上型</p> <p>土地利用 調整型</p>

※ 集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 【】は、人・農地プランの中心経営体に集約した農地の場合の助成額です。

※ ()は、施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

支援メニューの詳細 (2/8)

定額支援メニュー (ハード)

No.	事業種類	事業内容と助成額	活用のイメージ	対象の事業型
3	湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設 ・表土扱いを行う場合 15.0万円/100m【18.0万円/100m】 (11.0万円/100m【13.0万円/100m】) ・表土扱いを行わない場合 14.0万円/100m【16.5万円/100m】 (10.0万円/100m【12.0万円/100m】)	<p style="text-align: center;">湧水処理 (千葉)</p>	地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 病害虫対策型 水田機能貯留 機能向上型 土地利用 調整型
4	末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 ・樹園地の場合 24.5万円/10a【29.0万円/10a】 (17.5万円/10a【21.0万円/10a】) ・樹園地以外の畑地の場合 15.5万円/10a【18.5万円/10a】 (4.0万円/10a【4.0万円/10a】) ・圃場外からの接続管 5.0万円/10a【5.0万円/10a】 (4.0万円/10a【4.0万円/10a】) ・給水栓設置のみ場合 1.5万円/箇所【1.5万円/箇所】 (1.0万円/箇所【1.0万円/箇所】)	<p style="text-align: center;">畑かん (秋田)</p>	地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 病害虫対策型 水田機能貯留 機能向上型 土地利用 調整型
5	土層改良	農用地における土層の改良 ・反転耕の場合 病害虫発生またはまん延のおそれのある農用地における 50cm以上の反転耕 35.0万円/10a (20.0万円/10a) ・混層耕の場合 病害虫発生またはまん延のおそれのある農用地における耕起深 60cm以上の混層耕 2.5万円/10a (1.5万円/10a) ・堆肥施用の場合 病害虫発生またはまん延のおそれのある農用地への肥料散布 2.5万円/10a (1.5万円/10a) ・明渠排水の場合 病害虫発生またはまん延のおそれのある農用地の周囲における 排水溝の新設 1.5万円/10a (1.0万円/10a) ・客土の場合 耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土 11.5万円/10a【13.5万円/10a】 (6.5万円/10a【7.5万円/10a】) ・徐礫の場合 30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm 以上の徐礫 20.0万円/10a【24.0万円/10a】 (14.5万円/10a【17.0万円/10a】)	<p style="text-align: center;">反転耕</p> <p style="text-align: center;">堆肥施用</p> <p style="text-align: center;">客土 (北海道)</p> <p style="text-align: center;">除礫 (秋田)</p>	病害虫対策型 (客土、除礫) 地域内 農地集積型 高収益作物 転換型 スマート農業 導入推進型 水田機能貯留 機能向上型 土地利用 調整型


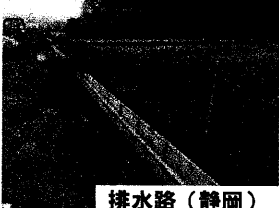



※ 集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 【】は、人・農地プランの中心経営体に集約した農地の場合の助成額です。

※ ()は、施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

支援メニューの詳細 (3/8)

定額支援メニュー (ハード)

No.	事業種類	事業内容と助成額	活用のイメージ	対象の事業型
6	更新整備	<p>更新する必要がある用排水路等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <p>・用水路の場合 土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新 9.5万円/10m【11.0万円/10m】 (6.0万円/10m【 7.0万円/10m】)</p> <p>・排水路の場合 土水路からW500H500以上のコンクリート用水路への更新 14.5万円/10m【17.0万円/10m】 (8.5万円/10m【10.0万円/10m】)</p> <p>・農作業道の場合 未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新 9.5万円/10m【11.0万円/10m】 (6.0万円/10m【 7.0万円/10m】)</p> <p>・畦畔の場合 畦畔の更新 14.0万円/100m【16.5万円/100m】 (8.5万円/100m【10.0万円/100m】)</p> <p>・排水口の場合 排水口への樹の裾付 4.5万円/箇所【5.0万円/箇所】 (2.5万円/箇所【3.0万円/箇所】)</p> <p>等</p>	 <p style="text-align: center; font-size: small;">用水路 (山形)</p>  <p style="text-align: center; font-size: small;">排水路 (静岡)</p>  <p style="text-align: center; font-size: small;">農作業道 (福井)</p>  <p style="text-align: center; font-size: small;">畦畔整備</p>  <p style="text-align: center; font-size: small;">排水口整備</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">地域内 農地集積型</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">高収益作物 転換型</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">スマート農業 導入推進型</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">病害虫対策型</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">水田貯留機能 向上型</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">土地利用 調整型</div>

※ 集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 【】は、人・農地プランの中心経営体に集約した農地の場合の助成額です。

※ ()は、施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

67-1 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和5年度予算概算要求額 49,325 (48,702) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,673 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,652 (1,652) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地
【加算措置】

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田 400 畑 600 草地 80	320 700 40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田 400	320
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田 1,000 畑 600 草地 80	700 300 40

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

活動内容が拡充されます

広報活動の強化

◆これまで
「60 広報活動」

◆これから
「60 広報活動・農的関係人口の拡大」
「地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のため」の広報活動も対象となります。



事務が簡素化されます

電磁的記録による保管等が可能



予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、**電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録での保管をすることもできます。**



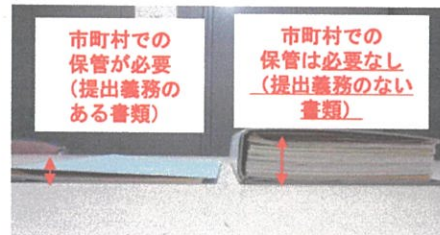
スマホやタブレット、パソコンなどから補助金申請が行えるよう、**共通申請サービス(eMAFF)**による行政手続きのオンライン化を推進します。
令和7年度までに60%のオンライン利用率を目標にしています。

(参考)市町村への提出資料について

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です(活動写真は除く)。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×

「○」…義務あり、「×」…義務ではない



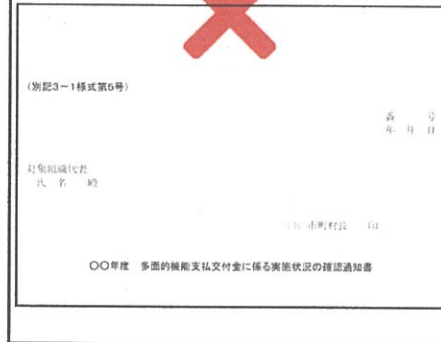
書類の比較

様式の一部が廃止・提出免除になります

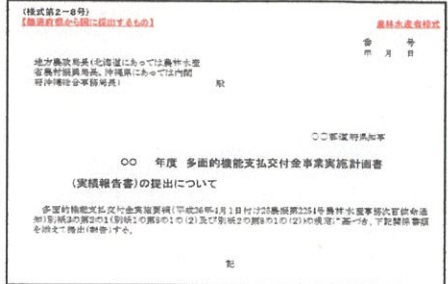
実施状況の確認通知書の様式を廃止

実施要領別記3-1様式第5号
実施状況の確認通知書

様式を廃止して、市町村の事務負担を軽減します。



実施計画書(実績報告書)の重複提出を免除



- ・交付要綱別記様式第1号 交付申請書
- ・交付要綱別記様式第6号 実績報告書

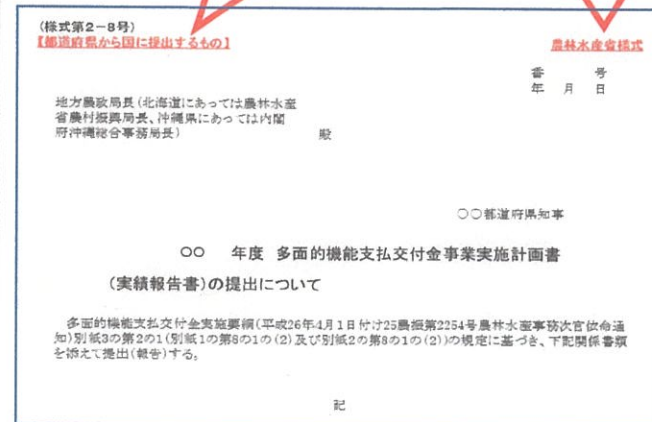
への添付形式で提出した際は、**様式第2-8号実施計画書(実績報告書)**の提出を免除します。

各様式に様式作成者及び提出先を明記します

各様式に様式作成者及び提出先を明記

提出先を明記

様式の作成者を明記



提出先が一目で分かるようになったわ



伐採届出制度について

自分の山なら、自由に伐っても良いと思いがちですが、森林法に該当する山林がありますので、一度確認をお願いします。

1. 趣旨

森林機能の低下や無秩序な開発の抑制など、自己の森林でも伐採を行う場合は事前に届け出ることが法律で義務付けられています（森林法第10条の8）。

2. 届出

- ◇伐採開始日の90日～30日前までに届出が必要です。
- ◇立木買受者が伐採を実施する場合は、森林所有者との連名で届出が必要となります。



3. 注意

- ◇無届の伐採や、届出内容と異なる行為を行った場合には法律により罰せられる場合があります。
- ◇1ヘクタール以上の森林を森林以外の用途（農地等）にする場合は、北海道知事の許可が必要となります。（林地開発許可制度）
- ◇森林法の関係法令が改正され、太陽光発電施設設置に伴う森林以外の用途変更については、0.5ヘクタール以下は伐採届で手続き出来ます。それ以上については、北海道知事の許可が必要となります。（林地開発許可制度）

4. 留意事項

◇森林の立木を伐採（皆伐）可能となる樹木の年齢は以下のとおりです。

	樹種	伐採可能な年齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	周辺樹木から飛来する種子によって新たに自生した針葉樹	60
	周辺樹木から飛来する種子によって新たに自生した広葉樹	80
	切り株から新たに自生した広葉樹（注）	25

注：「切り株から新たに自生した広葉樹」とは、薪炭林、ほだ木等の原木生産を目的として、天然更新を図る広葉樹をいいます。

【お問合せ先】安平町役場産業振興課土地改良・林務グループ（☎22-2515）

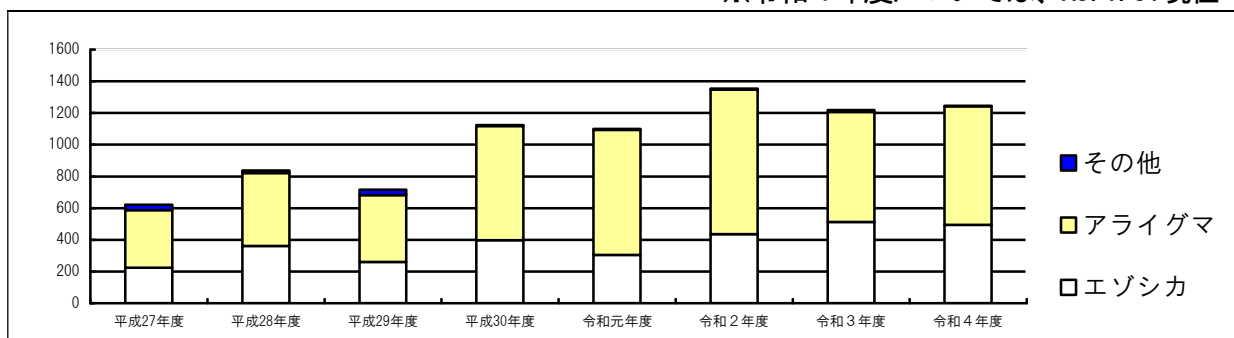
野生鳥獣について

1. 捕獲結果

単位：頭・羽

年度	エゾシカ	アライグマ	ヒグマ	カラス	キツネ
平成27年度	224	364	3	21	10
平成28年度	361	461	3	9	3
平成29年度	260	422	0	26	8
平成30年度	397	721	1	3	2
平成31/令和1年度	304	789	2	1	4
令和2年度	408	978	1	0	13
令和3年度	512	695	2	1	9
令和4年度	494	749	1	0	5

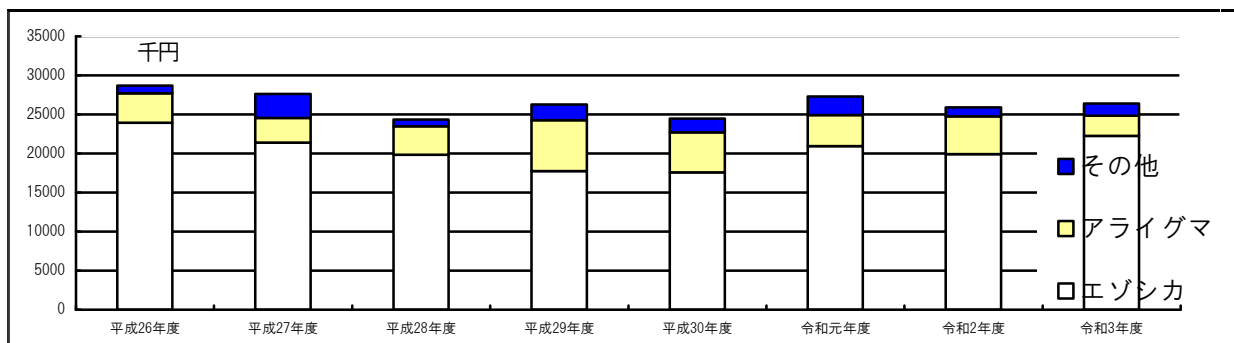
※令和4年度については、R5.1.31現在



2. 農業被害結果 (過去)

単位：千円

年度	被害金額	内 訳		
		エゾシカ	アライグマ	その他
平成26年度	28,685	23,945	3,755	985
平成27年度	27,608	21,396	3,146	3,066
平成28年度	24,337	19,846	3,651	840
平成29年度	26,254	17,762	6,488	2,004
平成30年度	24,452	17,589	5,123	1,740
平成31/令和1年度	27,286	20,935	3,971	2,380
令和2年度	25,892	19,918	4,835	1,139
令和3年度	26,413	22,238	2,610	1,565



あっ！！
人間だ！！

あっ！ヒグマだ！！

どこにでもヒグマがいる、それが北海道です。
決して甘く考えず油断しないで！

ヒグマの出没が
多発しています！！



野山はもちろん、市街地、公園、河川敷、緑地帯など、
あなたの身近な場所にもヒグマが潜んでいる可能性があります。

あなたが被害者にならない一番の方法は
ヒグマに遭わないことです！

そのためにも、最低限、私たちができる次のことを確実に実施してください。

＜最重要＞ 市町村や警察などのヒグマ出没情報に注意すること！！

- 一人では野山に入らない（一人で行動しない）
- 野山では音を出しながら歩く（行動する）
- 食べ物やゴミを放置しない
- フンや足跡などヒグマの痕跡を見たら引き返す
- ヒグマが出没しているところでは、早朝や夕暮れ時など、薄暗いときには行動しない
- ヒグマを興奮させるおそれがあるため、ヒグマが出没しているところでは犬の散歩は控える

※人里周辺などで、ヒグマを目撃した時は、安平町役場又は警察にご連絡ください。

安平町役場産業振興課土地改良・林務G
TEL：22-2515（直通）

安平町エゾシカ総合対策事業 【事業概要】

【事業創設の目的】

エゾシカの個体数増加に伴い、農林業等被害が深刻な状況にある中、行政に対して野生鳥獣の被害防止に関する取り組みに関する要請も高まり、被害防止対策の強化を図ることが喫緊の課題となっていることや、当町の地理的条件等によって、猟銃による捕獲箇所が少ない事等の背景もあることから、町が実施主体となって希望する者に対して罠免許の取得費用の負担やくくり罠の購入に伴う補助等を実施し、エゾシカの捕獲頭数増を図ることを目的とします。

■新規狩猟者（罠猟）育成確保促進事業

○補助対象者

- ・町内在住者であり、狩猟免許（罠猟）を新規に取得した方
- ・狩猟免許取得後、北海道猟友会苫小牧支部または町内にある狩猟団体に所属している方
- ・町税などの滞納がない方

○補助内容

- ・狩猟免許申請手数料（新規：5,200円、他の免許保有者：3,900円）
- ・免許申請に必要な医師の診断書料（上限5,000円）

☆年度の事業量・規模等

- ・狩猟免許申請手数料 @5,200円 × 5名 = 26千円
- ・免許申請に必要な医師の診断書料 @5,000円 × 5名 = 25千円

※狩猟免許試験予備講習料⇒安平町鳥獣被害防止対策協議会で費用を負担する予定（5名）

■エゾシカ捕獲器具（くくり罠）導入奨励事業

○補助対象者

- ・町内に在住しており、わな狩猟免許を取得している方
- ・狩猟事故に係る損害賠償能力を有している方
- ・くくり罠により捕獲したエゾシカを、適切に処理できる方
- ・町税などの滞納がない方

○補助対象経費

- ・エゾシカ用くくり罠購入費用（同一年度内に一人につき5基上限）

○補助金の額

- ・補助対象経費（くくり罠1基あたり）の2分の1以内又は、5,000円のいずれか低い金額（100円未満の端数がある場合は切り捨て）

☆年度の事業量・規模等

- ・くくり罠購入費用 @5,000円 × 5基（上限数） × 5人 = 125千円

【お問合せ先】

太陽光発電設備設置に係る関係法令手続き等について

再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）の設置等については、各種関係法令の手続きが必要となる場合がありますので、太陽光発電設備等の設置を検討している方につきましては、下記の窓口まで一度お問合せ下さい。



【お問合せ先（太陽光発電設置関係）】
安平町役場税務住民課住民生活グループ
(TEL : 22 - 2940)

《太陽光発電設備設置に係る関係法令（参考）》

No.	項目	担当部署
1	太陽光発電施設の設置に関する条例	税務住民課 住民生活G
2	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	建設課 施設G
3	都市計画法に基づく開発許可	建設課 施設G
4	普通河川条例に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	建設課 土木公園G
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	総務課 情報G
6	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	総務課 情報G
7	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可	総務課 情報G
8	景観法に基づく届出	建設課 施設G

9	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	産業振興課 農政畜産G
10	農地法に基づく農地転用許可	農業委員会 事務局
11	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	産業振興課 土地改良・林務G
12	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	教育員会事務局 社会教育G
13	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	税務住民課 住民生活G
14	自然公園法に基づく工作物新築許可等	該当なし 【該当区域なし】
15	自然環境保全法に基づく工作物新築許可等	該当なし 【該当区域なし】
16	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	産業振興課 土地改良・林務G
17	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	産業振興課 土地改良・林務G
18	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続き	税務住民課 住民生活G
19	その他の法律・条例に係る手続（法例名： ）	税務住民課 住民生活G